

第 8 回木曽川水系流域委員会

日時：平成 19 年 11 月 6 日（火）

9 時 30 分～12 時 50 分

場所：名古屋銀行協会銀行倶楽部 5 階 大ホール

1．開会

○事務局（浅野） おはようございます。大変お待たせしました。委員の方々がお集まりになりましたので、ただいまから第 8 回木曽川水系流域委員会を開催させていただきたいと思います。

委員の御出席の御報告をさせていただきます。今日、御欠席は松尾副委員長、小出委員、関口委員、宮池委員でございます。

それから、始める前に会場の皆様をお願いいたします。

まず、カメラ等の撮影については、委員長の挨拶までとさせていただきます。

また、いつもと同じですが、受付で配付いたしました委員会資料の資料 - 1 に入っている「木曽川水系流域委員会の運営について」をお読みいただき、議事の進行に御協力をお願いします。

委員の御紹介は、お手元に配付させていただきました配席表で、確認の方をよろしくお願いしたいと思います。

2．挨拶

○事務局（浅野） それでは、開会に当たり河川部長から御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局（細見） 第 8 回目の流域委員会の前に一言御挨拶申し上げたいと思います。

流域委員会も 8 回を数えまして、ふれあい懇談会も 3 回を数えました。そして、整備計画の骨格、素案、そして今回、御提示させていただいていますのは、原案の案ということで、しかも、お示しした原案の案は、赤字の追加・修正がいっぱい入ってございます。これは前回の流域委員会での御意見とか、ふれあい懇談会でのさまざまな御意見を内部で議論をまた深めて、そして反映した形で御提示させていただいているわけでございます。しっかりとした御意見をちょうだいできればと思います。

それから、12 月 1 日にこの名古屋で世界水会議の事務局長さん、あるいはポリネシアで

したでしょうか、代表の方がお見えになって講演とシンポジウムが開催されます。世界の水問題に対してこの中京圏の物づくり、あるいはいろんな水との付き合いの知恵といったものをいろいろ発信していこうと、そんなきっかけの機会でございます。

この御紹介をしたのはなぜかといいますと、世界の水問題の 1 つに、黄河の断流問題がよく取り上げられます。川に水がなくなってしまった、中国の発展の陰に黄河の減少が起こって河川生態系はもちろんですけれども、今問題になっていますのは、海岸が侵食されていって水が河口まで届かないものですから、国土喪失の危機に瀕しているといったことが海岸の方の世界では国際問題になっているそうです。

振り返って平成 6 年の渇水のときに、木曽川水系では、木曽川と揖斐川で瀬切れが起こりまして、当時は西日本全国的に大渇水で、淀川も吉野川も大変な渇水に見舞われたのですけれども、本川の水がなくなるという現象は生じていません。では、なぜ木曽川ではそういった現象が発生してしまったのか。それはこの中京圏の発展の陰に歴史的に決断された水の開発のシステム、あるいは利用のシステムというものがあるからでございまして、そして、そのときの教訓としてゼロメートル地帯が広範囲に沈下してしまうといった教訓もあのときに得られました。つまり、黄河が国土喪失に遭っているのであれば、木曽川は国土沈没といった現象に見舞われてしまうといった状況下にあるのではないかと思います。

本日は、2 回目の大規模事業の集中審議でございます。木曽川水系連絡導水路につきましては、さまざまな御意見をちょうだいいたしております。その回答をしていくという形で資料を作成しておりますので、また、しっかりとした御議論をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○事務局（浅野） どうもありがとうございました。

3．議事

- (1) 第 7 回木曽川水系流域委員会議事要旨の確認
- (2) 今後の進め方（案）
- (3) 意見聴取の取り組みについて
- (4) 木曽川水系河川整備計画原案（案）
- (5) 木曽川水系大規模事業（新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路）
- (6) その他

・ 今後の予定

○事務局（浅野） それでは、ここからは辻本委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○辻本委員長 おはようございます。名古屋大学の辻本でございます。

今日は、朝ということで早くからお集まりいただきましてありがとうございます。時間も限られていますので、早速審議に入りたいと思います。

今までの経緯で逐次木曽川水系の整備計画というものが、いろんなところを詰めてこられたということが実感できるかと思います。本日、河川整備計画の原案の案、原案というのは、それをもって学識者あるいは市民に意見を聞くというものになるわけですが、その一つ手前のところまで来ております。

その審議も非常に重要なものだと思いますけれども、この原案の中に含まれる特に大きな事業については、前回から集中的な審議をする、あるいはそれを取り出して問題点をきちっと審議するという形をやっております。当然、整備計画の中に位置づけられる事業はきちっと議論しないといけないということもありますし、あるいは次に現実に事業になっていくときに、どんなことを考えておかなきゃいけないのかということも含めての議論になるかと思います。事業化されるときには、当然それなりの手続がまた必要になってきますので、そのときにもまた審議いただくことになるかと思いますが、そういう前提の中での、そういう事業の議論というのは、計画の中での事業の議論と実施するときの事業の議論といろいろあるかと思います。

そういうことを整備計画の中に盛り込むに当たって注意したいことについては、忌憚のない御意見が出てくれば、事務局も非常に計画を築いていかれる背景になるように思いますので、ぜひ活発な御議論を期待したいと思います。

配付資料の確認からお願いできますか。

○事務局（山口） おはようございます。河川計画課の山口です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料 - 1 といたしまして、いつものように議事次第、配席図、出席者名簿、流域委員会規約、進め方、運営について、意見シートをセットにしてお配りしております。

資料 - 2 といたしまして、先回の木曽川水系流域委員会の議事要旨（案）

資料 - 3 といたしましては、今後の進め方（案）という 1 枚紙をお配りしております。

資料 - 4 につきましては、住民の皆様からと行政からの意見の状況ということで、横書きのものをつけさせていただいております。

資料 - 5 はちょっと分厚いですが、木曽川水系河川整備計画原案（案）ということで、参考資料ともに添付させていただいております。

資料 - 6 - 1 といたしまして、農業用水の現状、6 - 2 といたしまして、大規模事業の資料を添付させていただいております。

最後に、資料 - 7 といたしまして、今後の予定をつけさせていただいているところでございます。

これとまた別途、委員の方には、いただいた意見が見つらいということもありましたので、分厚いですが、ふれあい懇談会の第 1 回から第 3 回までの資料を外に出した形でつづったものをお配りしているのと、今日御欠席されている松尾委員からいただいた御意見を 1 枚紙でお配りさせていただいております。整備計画本文にかかわる意見と、連絡導水路に関する意見でございます。これについても、また御審議いただければと思います。

最後ですが、今回も徳山ダムをやめさせる会の方から、流域委員会の委員長あてと、委員各位ということで意見書が提出されましたので、配付させていただきました。これにつきましては、先回同様事務局の方で一たん整理させていただいた上で、必要に応じて次回以降の流域委員会でも先生方の御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

簡単ですが、以上でございます。

○辻本委員長 ありがとうございます。資料等おそろいでしょうか。

議事に入りたいと思います。議事（１）第 7 回木曽川水系流域委員会議事要旨の確認ということで、資料 - 2 に沿って御説明をお願いします。

○事務局（山口） 先回 10 月 9 日にここで開催させていただきました流域委員会についての議事要旨（案）ということで取りまとめしたものをお配りしております。

事前に先生方には配付させていただいた上で、ある程度の御確認はいただいているところでございますが、時間の関係上つぶさに一つ一つ説明するのではなくて、もしお気づきの点等がございましたら、今教えていただきたいと思います。もしこれでよろしければ、この案を取らせていただきまして確定という形にさせていただきたいと思います。

○辻本委員長 そうですね。多分皆さん方確認されていると思いますけれども、それに沿って今日も審議がされますので、審議の途中でも見直していただいて、万が一修正したいことがありましたら、後からでも会が終わるまでに言っていただいて、今回の会の終了時点で案が取れるということにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

多分今日、前回の意見をいただきましたと書いてあるようなところにつきましては審議されますので、多分この議事要旨を振り返りながらごらんになる方もおられると思いますので、その後お気づきになったことをこの場で言っていただいて、何もなければ本会終了後、議事要旨（案）の案の部分を取ることにしたいと思います。

それでは、議事がたくさんございますので、議事（２）今後の進め方（案）について、議事の初めの方でお話をいただきたいと思います。

○事務局（山口）では、資料 - 3 をごらんになっていただきたいのですが、今後の進め方（案）ということで、１枚紙をお配りしております。上段に流域委員会、下段にふれあい懇談会ということで、これは第 6 回流域委員会でも御説明したジグザグの図でございます。今回は大規模事業集中審議及び原案（案）ということで、流域委員会の升目でいいますと、右から 2 つ目、第 8 回ということになっております。ここに至るまでには、もう既に皆さん御承知のとおり、たたき台（骨子）を踏まえまして、ふれあい懇談会も開催させていただきました。また、第 7 回流域委員会では、その意見も含めた上でたたき台（素案）と大規模事業集中審議ということで御意見をいただいたところでございます。また、それをもってふれあい懇談会に 10 月 20 日に入りまして、さまざまな意見をいただきまして、その結果が別添でお配りした分厚い資料になっている次第でございます。

流域委員会及びふれあい懇談会では、本当にたくさんの意見をいただいているところでございます。いただいた御意見をありがたく事務局としても整理して、説明不足のところは説明するように努めてきているところでございます。また、今度土曜日に第 4 回ふれあい懇談会を開催する予定にしておりますが、こちらでも、本日御議論いただく原案（案）をもって地元の方々の御意見を承りたいと思っております。

これとまた別途ですけれども、行政の方々の説明会も設けておりまして、行政の方々からの御意見も今集約しているところでございます。

そういった御意見を踏まえまして、私どもといたしましては、今回の原案（案）の審議内容にもよるのですけれども、次回、第 9 回 11 月下旬、今 28 日ごろで事務方では調整させていただいているところでございますが、そちらで原案を提示させていただいて、できればそれで意見をいただきたいと考えている次第でございます。もちろん、原案を提示したからといって、それでもう終わりというわけでは決してございませんで、これまでも繰り返し説明させていただいたように、原案に対しても委員の先生方及び住民の方、また行政の方から意見をいただきたいと思います。それを真摯に受けとめて必要に応じて反映を

していきたいと思っております。もちろん、それは河川法に基づいてしっかりやっていくということで、いわゆる次のステージに移行していくということでもあります。また、公聴会や公告縦覧、はがきやホームページによる意見聴取もしっかり行いたいと思っております。

ということで、今回、この進め方（案）を改めて御提示させていただきましたが、これを踏まえて本日の御審議もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○辻本委員長 資料 - 3 に基づいて今後の進め方の御説明がありました。資料 - 3 には、最近の流れと今後の流域委員会とふれあい懇談会の予定が書いてございます。

振り返ってみれば、流域委員会がスタートして、それから中央で議論されまして、基本方針が確定し、それから、ここに書いてあるような第 6 回以降、骨子、素案、原案（案）という形で、本来河川管理者が作成して、それを学識者、市民、あるいは関連地方公共団体等の御意見を聞くというプロセスに入っていく原案をつくる段階においても、この流域委員会では関与してきたわけでございます。

今説明がありましたように、河川法では、本来原案が河川管理者から提示されて、学識経験者あるいは市民、地方公共団体の意見を聞くというプロセスに入るわけですが、その前のフェーズがあったという説明がありました。本日議論いただきまして、それを最終として、河川管理者が原案をつくれます。その原案をつくられることに対して意見を述べる最終のプロセスに入ってきている状況だと御理解いただきたいと思います。

今御説明いただいた今後の進め方、あるいはこれまでの経緯も含めて何か御質問とか御意見がありましたら。

○小尻委員 私がどれを読めばいいか、いろいろわからなくなって、河川整備計画原案というのを適当な分厚さでいいのかということで、いろいろ読ませてもらったのですが、大体それでいいのでしょうか。その内容がベースになると、この間送ってもらったもの、例えば、今までの議論をしたのがどこまで変わっているのかとか、どこまでどういうふうに変化しているのかというのを読みたいという意味で読ませてもらっているのです。

例えば、結論をはっきり覚えていないのですが、東海ネーデルランドという言葉は、いろんな意見があったと、外国の言葉をそのまま使っているのかとかあったと思っております。そういう結論はあまり出てないですね。あるいは超過洪水のような話もまだ入っているけれども、そういうものを入れるか入れないかというのは、結論が出てないような気がしていたのです。

あるいは温暖化の話も入っていると、だから、ここで議論した我々の結論というか、それがどこまで結論として認められているのか、あるいは行政の方からこれでいきたいから、大体答えられたから、これを認めるというのがちょっとわからなくなってきました。だから、どれを読む、バイブルというか、一生懸命読んだらいいのかというのをちょっと確認しておきたいということです。

○辻本委員長 今、委員の手元にあるのは原案（案）と原案（案）の見え消し修正版とがあるわけですが、そのどちらを見ればわかりやすいのかということですが、

○事務局（細見） 見え消し修正版を御提示させていただいていますのは、前回の委員会とふれあい懇談会の意見を踏まえて反映させた結果でございます。先生御指摘の地球環境の問題といたしますのは、1 ページの現状と課題の新しい課題のところであつとワーリングをしています。整備メニューについては、危機管理対策のところを変えておりますので、メニュー自体を新しくつけ加えるというような判断はしておりません。

それから、ネーデルランドにつきましては、言葉はそのままにしておりますが、定義を市町村を書かせていただく 3 - 43、こういった形で言葉はそのまま行政的にいろんな話し合いをした上で東海ネーデルランドが決まりましたので、そのネーデルランドは何かという定義を書いております。いわゆるこれは法律に基づく行政の計画でございますので、最終バージョンは何かといたしますと、この原案の部分と附図です。それが法律に基づく計画という形になってございます。

○小尻委員 私の意見としては、1 度ここでこういう格好でいくという、例えば今の話ですね。そういう確認が欲しかったと思っています。例えば、温暖化で 30 年先、あるいは 50 年先は、もう議論が要らないんじゃないかという意見が強かったですね。だけれども、入っているということは、そちらはものすごく強い主張を持っておられる。だから、合意が要るのではないかな。

○事務局（細見） 合意ということではなくて、新しい課題で地球環境問題がいろいろ言われています。私どもの方は、その適用策ということで、中央審議会でも議論され始めておりますけれども、私どもがネーデルランド協議会とか危機管理対策をやり始めているというのは、その適用策を既に整備計画で書き込んでいるということです。そこが、行政の法定計画と通常の学術研究との違いなんです。ですから、そこをしっかりとものすごく意欲的に書かさせていただいているつもりですけれども、しっかりと私どもの説明を聞いていただいて、その上で御意見をちょうだいできればと思います。

○辻本委員長 多分今議論されていることは、流域委員会の性格と、それから整備計画の案の提示の仕方という形になるかと思います。

ちょっと前にも私が説明しましたように、通常のプロセスでは原案が河川管理者から提示された後、すなわち、今後の進め方の第 9 回で原案が提示されますけれども、これに対して意見を述べるというプロセスに入ります。ここで整備計画をどんなふうに立てるかというときに、またいろいろ議論してもらったらいいいのですけれども、いろんなところから意見が出たものに対して行政がどう判断したかというのは、どこかでおっしゃらなければいけないと思います。

その前の段階で我々は流域委員会で、事務局が整備計画の原案をつくるのに対していろんな意見を言ったり、あるいはもう少し積極的な意味合いからすると、アドバイスをしている。ただし、それに対してそれを参考にしながら、整備計画の原案を河川管理者が立てられるわけで、ここで各委員の意見の集約をしたこともあまり私はなかったと思います。確かにそういう意見が多いですし、それを考慮して整備計画に生かしてくださいということは申し上げているのだけれども、それを行政の方でそのとおりにいたしますとか、あるいはそれについてはこういうふうな面でなかなか書き込めませんということは、この流域委員会の中で言ってもらっても結構だし、言わなくても結構だというスタンスで今までやってきました。

そのこのところは前も少し言いましたけれども、ある程度楽観的に基本方針のときですらそうでしたね。基本方針は意見も聞かないまま中央でつくられるわけですが、その策定の途中からできるだけ流域委員会でさまざまな問題点を指摘して、それに沿った形で、あるいはそういう意見を聞きながら、聞きながらというのは、すべてを取り入れながらということではなくて、それを聞きながら行政としての立場で基本方針が策定され、それに基づいてまた整備計画の案もつくってこられた。

ということで我々の流域委員会で何かを合意して、それを仮にある意味ではプロポーザルしたとしても、それを事務局と委員会のところでどの部分が合意されたかというところまで、今のところは踏み込んでいません。原案が提示された後、それは意見をそこで聞かれるわけですから、その意見を聞いてどうされるかは、また行政の責任でなされることだと思います。

で、大事なことは、行政がいろいろな計画を立てられるときに、こういうシステムをつくって、我々がどんな意見を言ったのか、あるいはそれがどんなふうに残っていった、そ

の部分のどれだけが計画の中に取り込まれて、あるいは将来にペンディングされてというふうなものになって総合体として、歴史として残っていくわけで、今の時点で整備計画にどれくらい取り込まれたか、取り込まれなかったかということだけでは済まない、済まないといいますが、それだけで終わるような問題では流域委員会の役目というのは、そんなものではないと。その場その場で合意をとりながら自分たちの意見を整備計画に盛り込んでいくというスタンスで我々はやってきたわけではないというふうに理解しています。

○小尻委員 私は、流域委員会というのは、やはり広い目で見て、だから、大きな目で見て、できるだけキャッチボールがあって、それで納得しながらいけばいいんじゃないか。だから、今の話だと行政のスタンスが非常に強くなって、委員のこの辺は入れなくてもいいだろうという意見はもうカットできるような、そんな印象にとれたのです。

○事務局（細見） 説明を先生も1回聞いてくださって、私たちは次の資料-4で説明しようと思っていますけれども、原案の段階ではしっかりと回答させていただくつもりであります。そのときには、先生のこういった御意見については反映できていないという私たちの考えも示してちゃんと回答させていただくことにしております。

○辻本委員長 今、細見部長からおっしゃっていただきましたけれども、多分流域委員会の中では、個々の意見すべてをどれどれについて、例えば、ふれあい懇談会からもたくさん意見が出ていて、個別の意見それぞれについて、それをどれくらい反映できたかどうか、また反映できているかどうかの判断も非常に難しいところがありまして、必ずしもパーフェクトにやれるとは思わないのですけれども、行政の方で今日原案の案の説明では、見え消し版をつくっていただいているということは、どの部分については、どういう意見を勘案して修正されたかという説明があるはずでございます。

今の意見あるいは考えみたいなものも当然流域委員会の先生方皆さん、いろんな思いがあるかと思います。大規模事業についての審議の前に、原案の案について説明があって、そこで一応事務局からは新旧対照みたいな形で少しお話があるかと思います。足りない部分がどの辺にあるのか、あるいはこういうところは流域委員としての、あるいは流域委員会として当然説明を要求するところがあるという判断のあるところについては、その原案の今回の新しい原案の案を説明いただいた後に討議の中で取り上げたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○岡山委員 先ほども出ていた手続というか、フロー図ですけれども、次の第4回ふれあ

い懇談会がステージ の真ん中のところに位置づけになっているんです。先ほどの資料 - 3 の進め方ですと、恐らくこの第 4 回が原案の案なので、ステージ というあたりですね。今 8 号目ぐらいまで来ているのかというイメージですけれども、そうすると、今回行っている我々の流域委員と合わせて 8 回ということで、これもまだステージ のところですよ。次の一番下のところを見ると、原案の案じゃなくて原案になったところでステージ に入っていくのですが、ここのところの真ん中のオレンジの矢印の学識経験者会議のところは 9 回に当たるという理解でいいんですか。

○事務局（山口） はい、そのとおりです。

○岡山委員 そうすると、一番右側の住民とのふれあい懇談会は次回でもっておしまい、最後のところはいわゆるパブコメになるということでしょうか。

○事務局（山口） はい、できれば、そういう形で。

○岡山委員 それから、一番下の行政委員会ですが、ふれあい懇談会はこの間も出させてもらったのですけれども、行政委員会というのと同じような回数で行われているように矢印がなっているのですが、これの開催の案内とか、あるいはオブザーバー参加というのはできるのでしょうか。

○事務局（山口） 説明会につきましては、完全オープンな形で議論させていただいておりますので、もちろん御参加いただければと思います。

○岡山委員 この行政委員会もあるんですね。

○辻本委員長 行政委員会はオープンに周知していますか。

○事務局（山口） 行政委員会というか、整備計画の策定説明会ということで、流域内の関係自治体の方に御出席をお願いすると同時に、こういう会をやりますということは、プレスリリースをさせていただいているところでございます。

○岡山委員 いつやるというのは、まだ決まっていないということですか。

○事務局（山口） はい、まだ日程は。

○岡山委員 了解です。

○辻本委員長 今御質問で明らかにされたように、この図が載っていますし、資料の中にも載っていますが、第 ステージ、第 ステージ、第 ステージという中の現在第 ステージの最終段階ということで、第 ステージで原案が提示された後についても、当然ここは法定手続になって学識者あるいは市民、そして行政の意見にさらされることになります。

ある意味では、ステージ では、事務局が整備計画原案をつくられるのに対して、広い

見識からアドバイスしている、あるいはお手伝いしているという形になっております。

よろしいでしょうか。それでは、原案の案をざっと説明していただいて、なお御意見をいただけたら、と思いますので、差し当たっては原案（案）の説明になりますか。

○事務局（山口） その前に意見聴取の取り組みについてやらせていただきたいと思います。

○辻本委員長 その前に、今岡山委員からの御質問の中にもありましたけれども、ふれあい懇談会と行政の意見を聞いているという意見聴取の取り組みについて、資料 - 4 にまとまっておりますので、お願いいたします。

○事務局（古澤） 意見聴取の取り組みについて説明させていただきます。私は、木曽川下流河川事務所の古澤と申します。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

お手元に右上に資料 - 4 ということで、住民の皆様からの意見の状況といった言葉が入った資料がございます。それを御準備いただきます。

住民の皆様からいただいた意見ということで、これまでふれあい懇談会を、先ほども説明がございましたように、3 回実施しております。初回は昨年度でございましたが、木曽三川の流域内 29 の会場で実施しております。第 2 回目は夏の終わり、9 月 15 日に 6 会場、それから第 3 回目が 10 月 20 日ということで、これは 3 会場で実施しております。そのほか意見募集のはがき、また意見募集のアンケート、それからインターネット・電子メール等の御意見等がございまして、ここの記載のとおりの内容になっております。

2 ページ目でございますが、第 1 回ふれあい懇談会でございます。29 の会場で木曽三川の流域内の市町、主に直轄、我々国が管理している区域内の市町村を主に対象にいたしまして実施しております。こちらでは、合わせて 3,600 ほどの意見をいただいております。

続きまして、3 ページ目でございますが、第 2 回ふれあい懇談会でございます。こちらは 9 月 15 日ということで今年度実施しております。美濃加茂、一宮、岐阜、大垣、桑名、名古屋の 6 会場で実施させていただきました。こちらでは 400 人ほどの方に集まっております。700 を超える意見をいただいております。

続きまして、4 ページ目でございますが、1 回目、2 回目の皆様からいただいた意見の様子でございます。上には第 1 回ふれあい懇談会ということで、こちらは 29 の会場で実施いたしましたので、それぞれの会場別というくくりが、表現がしづらいということで、河川別で整理させていただいております。治水の意見がかなり多いといったような状況でござ

います。

第2回目でございますが、これは6会場ということで、それぞれの会場ごとに意見の内容を分類してございます。こちらも治水の意見が多いという状況になってございます。

続きまして、5ページ目でございます。第3回ふれあい懇談会、これは10月20日ということで実施しております。こちらにつきましては、一宮会場、岐阜会場、桑名会場ということで3カ所で開催させていただいております。参加人数につきましては230名ほど御出席いただいております。意見の総数でございますが、300を超える意見をいただいております。こちらのそれぞれの会場別でございますが、1回目、2回目と同様に、治水に対する御意見が多く見られております。

続きまして、6ページ目でございます。6ページ目は、第3回ふれあい懇談会におきまして、いろいろたくさんの意見をいただいているわけでございますが、それぞれ治水、利水、環境、また維持管理、その他といった形で意見を分類させていただいております。その中の6ページ目が治水でございます。

治水につきましては、堤防または護岸、高潮堤等の整備を進めてほしいという意見、また、河道掘削や流水の妨げとなる橋の改築といったものをしてほしいというような意見が出ております。また、内水関係では、ポンプ場の整備を進めてほしいといったものがございます。それから、流水の妨げとなる樹木の伐採をしてほしいという意見がございます。全般的な話としては、水源地进行を保全し、治水の安全度を向上してほしいとか、遊水地帯も設け治水安全度を向上させてほしいという意見がございます。また、遊水地は治水に必要なと、残したりつくったりしてほしい。また、新丸山ダムを早期に完成してほしいという意見が治水の方で出ておりました。

続きまして、7ページ目でございますが、利水でございます。

利水につきましては、連絡導水路の関係の話、また水利権の話が主な内容でございます。水利権の話につきましては、農業用水などの水利権を見直してほしい。受益面積が減って農業用水もそんなに要らないのではないかという意見がございました。また、連絡導水路関係の話といたしましては、治水事業を優先させるべきで導水路に多額の投資は必要ではない。また反対に、渇水に有効な連絡導水路事業を進めてほしいという意見がございました。

続きまして、8ページ目は環境に関してでございますが、水質をよくしてほしい。また、自然環境の面から樹木伐採は生物に配慮して行ってほしいとか、河道掘削は川に生きる生

物に配慮してほしい。また、ヨシ原の保全・再生を進めてほしいという意見がございます。
また、景観面におきましては、コンクリートの見えない堤防にしてほしいという意見もございました。そういったものが環境の主な意見になってございます。

続きまして、9 ページ目でございますが、維持管理の面での意見でございます。

こちらにつきましては、ごみ対策を進めてほしい。また、不法投棄対策を進めてほしいという意見。また、堤防除草の回数を増やしてほしいとか、老朽化した占用施設などの安全点検を強化してほしいということが、維持管理の中で出ております。

続きまして、10 ページ目でございますが、水辺とのふれあい、その他というくくりでの意見でございます。

こちらでは、人が親しめる整備を進めてほしいとか、遊覧船やボートなどの水上利用ができるよう推進してほしい。また、遊歩道、サイクリングロードの整備を進めてほしいとか、水辺を利用した学習を推進してほしいという意見が出てございます。

その他といたしましては、ふれあい懇談会のような催しを定期的を開催してほしい。また懇談会の意見がどのように反映しているか知りたいという意見が出ておりました。

先ほどもパワーポイントで資料が出ましたが、11 ページ目でございますが、こうしたたくさんいただいた意見でございますが、これをどう反映していくかということでお示しさせていただいております。これまで 10 月末で区切っておりますが、5,000 件を超える多くの御意見がございます。これらを同様な意見に類型化して一括で回答するものとか、また、個別にそれぞれ御回答するという形で、現在整理作業を進めているところでございます。また、でき次第ホームページ等でもお示しする予定を立てております。

続きまして、行政から意見の状況ということで、1 ページ目でございます。先ほども岡山委員からもちょっとございましたが、行政に対して整備計画案についても御説明させていただいて、それに対する御意見をいただいております。

下段の方にございますが、これまで 3 回実施しております。最近では、第 3 回ということで 10 月 18 日に実施しております。内容といたしましては、整備計画たたき台（素案）について御説明させていただいております。また、でございますが、必要に応じて今後も開催していく予定にしております。今月の中旬ぐらいを予定にしております。

第 3 回目の策定説明会の報告ということで、主な意見一覧ということでここに記載させていただいております。

たくさんございますが、2～3 かいつまみますと、長良川の遊水地関係のお話では、分担

量をできるだけ遊水地を少なくして、その分河道分担量を増やしてはどうかという意見が出ております。そのほかお時間があるときにごらんいただければと思います。これらにつきましても、個別に回答させていただくということで、現在整理作業を進めているところでございます。

以上、意見聴取の取り組みについて報告させていただきました。

○辻本委員長 ありがとうございます。

先ほどから少し話のありました流域委員会と並行して市民、それから行政との説明会あるいは意見聴取をされているということで、資料 - 3 にありましたように、第 2 回、第 3 回がそれぞれ骨子、素案に対してふれあい懇談会が行われた。その前に第 1 回目が行われているという形になります。

それとほとんど同じようなタイミングで行政の方、すなわち、資料 - 3 の方につけ加えていただければわかりやすいと思いますけれども、たたき台の骨子が出たところで、第 2 回の行政説明会、それから、10 月 18 日に第 3 回行政説明会、それから、今日の後、もう 1 回原案の案が提示された段階で行政の方に説明と意見聴取がされるという形になっております。

今の御説明に対して何か質問とか御意見がありましたらお願いします。

○三宅委員 随分と住民から意見が出ておりますが、先ほどもちょっと御意見が出ましたが、ふれあい懇談会の意見がどのくらい盛り込まれるのかというのもよくわからないし、これは非常に貴重な地元の意見だと思うんですね。それで、さっき小尻委員がおっしゃったように、私はとても痛いことを言いますが、もしも懸念ですけれども、もしも行政側がこういうふうに持っていきたいという思いでまとめていかれるのであれば、何のためにこの委員会を開いているのかというのがわからない状態になってきます。

それから、学者の意見は現場には合わないのだというような意見が出てきたら、もうこれでお手上げになってしまうわけです。ですから、我々委員も、こことここが私はこういう意見を言ったが取り上げていないけれども、どうしてなのかという意見ははっきりと憎まれてもいいですから、はっきりとおっしゃった方がいいと思います。

そうしないと、我々の委員会の存在そのものが住民にもあまり受け入れてもらえないという状態になってくると、これは形だけのものになってしまう。そういうことを私は非常に恐れます。私は、懸念なくこうやって申し上げておりますが、やっぱりお互いにここはどうして意見が入らなかったのかというと、また行政の方が、これはこうなんだとおっし

やっていただいた方が、これはいろんな情報が流れるわけで、住民が読んでいるわけですから、こうやってこうなんだなということがやっぱりよくわかります。それは基本的な姿勢であって、しかし、私は行政の立場もわかるんです。

ここで決めても上の方で、つまり、霞が関の方で取り上げてもらえない。例えば、これも痛いことを言いますが、この委員会に1回も導水路の意見が出なかったにもかかわらず、新聞にぼーんと出ちゃったんですね。1回でも導水路についての意見を述べたいんだということが、行政側から意見が出ておりましたらまだいいのですが、私たちはいきなり朝日新聞などの記事を見て驚いたわけです。この流域委員会の会議には全くの必要な問題提起であったと思うのですけれども、それはいまだに私は残念に思っております。

ですから、こう言えば憎まれるんじゃないかという遠慮は一切要らずに、やはり住民の方にも納得していただくためには、忌憚なくお互いに言い合う必要がなければ、この委員会は何の意味もないと、ただお金ばかり使って形ばかり、委員会はやりました、ふれあい懇談会はやりましたではいけないと思うんですね。そのことを私は言いたいと思います。

○辻本委員長 ありがとうございます。

流域委員会では、案がどんなふうに修正されたかというのは、1回1回骨子の段階から原案（案）の段階、それから、原案（案）から原案の段階において、こうやって委員会を開きましてその修正点、見え消しで言えば、赤いところについては説明があって、また意見を述べるということを繰り返しています。

最終の段階でそれが委員会で決めたからといって決まるものじゃないと、先ほど申し上げたというのはそのとおりですけれども、そのところは、お互いに意見をぶつけたということが歴史として残っていく。ただ、ふれあい懇談会のこの大量の意見をどうするかについては、今のところまだうまく手がなかなか見つかっていないですね。その辺今後どんなふうにふれあい懇談会あるいは行政の意見の集約みたいなところを図っていかれるのですか。いわゆるやりとりをもう少しやれる可能性というのはあるのでしょうか。

○事務局（細見） どう言ったらいいんでしょうか、全然意見を反映してないのではなくて、いただいた意見はほとんど反映させていただいているのです。ですから、先ほどの素案を議論していただいた後、ふれあい懇談会に示させていただいた素案というのは、この流域委員会の先生方でいただいた意見を入れて修正したもので、また御意見をいただいて、そして今日また赤字修正で御意見を承っているという、そういった形である意味ではほとんど行政計画のこのレベルで吸収できものは吸収させていただいていっているというのが

今の実態だと思います。

ただ、箇所の子このところの護岸をこういう形でつくれとか、そこらの構造的な面は整備計画の中では決めるようなものではありませんので、そういったところは少なくとも次回の子れあい懇談会では、いろいろいただいた意見に対して私どもはこういうふうに考えていますという、今日の御意見でまだこの赤字修正が増えていくと思いますけれども、それをもって住民の皆さんといろいろ御意見を承ると、丁寧に回答をし、説明し、そしてまた意見を伺うということをやろうと思っております。

それからもう 1 つ、導水路のお話が出ましたけれども、一応概算要求で要求をしているのですが、少なくとも整備計画で意見をしっかり承りますという形での、単なる行政上の手続の流れの中だけでして、実際本当にできる、できないというところは、集中審議とかそういった場の意見という形が最終的な形の位置づけになってまいりますので、そういう面では、今日の集中審議というのは重要な御審議になろうかと思えます。

○辻本委員長 ありがとうございます。

前半の部分ですけれども、その意味でふれあい懇談会の資料がまだ十分まとまっていなくて、それぞれの意見がどんな範疇に属するのか、すなわち、これは初めから整備計画の中に取り込んでいるのだけれども、住民に説明できてなかった部分、この意見も結構ありますね。

それから、今ちょっとおっしゃったように、それは詳細な設計にかかわる項目で整備計画が定まった以降、事業計画をしていく中で考慮すべきもの、こういう分類が明確にされていないので、そこはちょっと委員の方々がふれあい懇談会、住民の意見をこの整備計画がどんなふうに取り込んでいるのかということに対して説明を十分受けてないと思われると思いますので、ただ単にアンケートで治水の意見が何 10%あったという報告だけでは、ただ単にやっただけじゃないかという御指摘もありますので、委員にまた説明できるような、どれぐらいの意見が実はもう整備計画の中にこんなふうに取り込まれていて、にもかかわらず、なお十分説明ができていないために、そういう意見があった。これもたくさんどうもありそうですね。

それから、言われたように、詳細設計の中で生かしていく項目、そういう仕分けをきちっとして委員に示していただくようなこと、すなわち、流域委員会のメンバーの必須事項ではないのですけれども、皆さん非常に気にされているところですので、ぜひその辺は委員に説明をお願いしたいと思えます。

ほかはよろしいでしょうか。

○寄藤委員 今のことに関連するのですけれども、今委員長がおっしゃったとおり、個別の何か話題にした対象、例えば堤防であるとか、環境であるとか、そういうことだけでくくって平板に並べてしまっているのですが、そうではなくて個別具体的にこれこれをつくってほしい式の意見は一つの固まりとしてかなりたくさんあるだろう。そうではなくて木曽川の流域計画自体に対する批判的な意見というのは明らかに住民の意見の中にあるんですよ。だから、そういうものについてもっといわば真っ向から答えるべきだろうと思います。いわば議論してもいいと思います。ですから、個別の注文を聞き置くという色が全体に非常に濃く出てしまっているのです、そうではなくて、そういう部分をもう少し対応していただければと思います。

○辻本委員長 ぜひそういう対応をお願いしたいと思います。

○事務局（細見） 少なくともちょうだいした意見はすべてインターネットで全部掲載しています。個別それごとに全部回答という作業をやっている最中です。取り入れるべきところは取り入れるという形でできているのがこうでして、反対意見といいますが、主に今日審議していただくような導水路に対しては、賛成意見、反対意見、いろんな意見をちょうだいしています。農業水利の話もそうです。そういうものについては、今日も回答するような形で資料作成をさせていただいておりますので、それで皆さんの御意見を審議賜りたいということでございます。

○辻本委員長 ぜひ今日の大規模事業に関する審議を踏まえて、次のふれあい懇談会で今のような視点で生かしていただけたらと思います。

○藤田委員 2点ほどありますが、今の件ですけれども、それは原案の方に記述可能なものなのかどうかということです。

2つ目にも関連するのですけれども、一括で回答とか、それぞれ回答という中身が現在の事業ではこういう格好でやっていますという回答で直接的なものもあれば、整備計画の案の方にこういう格好で反映されていますという回答の仕方もあるということで、そのところを切り分けておかないといけないわけです。それは今日いただいている懇談会の資料の中に各項目がありますので、そのところに欄を1つ増やしていただいて、これはこのところにありますよというような書き方をすれば、言われた方が原案の案のここに入っているとか、そういうことが見られるようになってくる、非常に作業を要することになるのですけれども、ここまで資料としての体裁をとられれば、そういうことも可能になって

くるのではないかとと思われます。具体性をもって回答していますよというところが大事だと思われますので、そういったあたりも工夫して反映していただければいいかと思います。

○辻本委員長　そうですね。ただ単に数値的に何%どんな意見ということよりも、どんな本質的な課題があったのかということをもう少し抽出いただきたいということが皆さんの意見ですので、またぜひ委員に説明いただく機会が欲しいと思います。

それでは、時間の都合もありますので、次の議題、原案の案についての説明をお願いします。

○事務局（鈴木）　木曽川上流河川事務所の鈴木ですけれども、それでは、整備計画原案（案）の説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしました資料の赤書きで書いてあります見え消し修正版という資料で御説明させていただきますと思います。

この原案（案）は、下の赤字でも書いてありますように、前回流域委員会でお示ししましたたたき台（素案）につきまして、第 3 回ふれあい懇談会とか計画策定説明会等の意見を踏まえて修正・加筆ということで作成しております。

まず、目次の ページをごらんいただきたいと思います。

個別の項目の内容につきましては、後ほど説明させていただきますけれども、目次は前回の委員会で整備メニューと、この本文の目次に齟齬が生じているという指摘がございましたので、目次構成を参考資料 2 につけてあります整備メニューのツリー図に合わせております。

続きまして、第 1 章をごらんください。1 - 1 から 1 - 9 までは表現の適正化等に係る修正でございますので、説明は割愛させていただきます。

1 - 10 をごらんください。第 3 項利水の沿革としまして、木曽川水系の水資源開発に関する歴史的経緯として、取水及び貯留制限の設定や工実の正常流量等の記載内容等を追加しております。

次の 1 - 11 ページですけれども、中段には基本方針の中で今回見直しが予定されています流水の正常な機能の維持に必要な流量を追加しております。

続きまして、1 - 23 ページをごらんください。利水の現状と課題としまして、下段の方に木曽川の河川流量と取水量との関係と渇水時の現状について追加をしております。

続きまして、1 - 26 ページをお願いいたします。前回の委員会で木曽三川は伊勢湾の環境に与えることが大きいことを認識して現状と課題を整理することが必要との指摘がござい

まして、上段の方に伊勢湾の水質と、それから木曽三川との関係について記述を追加しております。

続きまして、1 - 28 ページをごらんください。こちらでは排水ポンプ調整の記述が必要ではないかという御指摘がございまして、上段 2 行に排水機場の運転調整について、また、下段の方にはダムからの濁水対策、これは横山ダムの濁水対策ということでございましたけれども、それにつきましては、記述が必要であるとの指摘がございましたので、ダム機能に支障を及ぼす事項及び対策につきまして具体的に追記いたしました。

続きまして、1 - 29 ページでございますけれども、先ほど部長からも話がございましたけれども、第 5 項の新しい課題を今回新たに追加しまして、地球温暖化に伴う気候変動への対応としまして、治水、利水の課題を追加しております。特に、前回の委員会で地盤沈下等の中部の水需要を説明することが必要じゃないかという御指摘がございまして、中段に利水面の課題としまして、平成 6 年の異常渇水時の地盤沈下に関する記述を追加しております。

以上が第 1 章の現状と課題の追加・修正点でございます。

続きまして、2 - 1 ページ第 2 章でございますけれども、河川整備計画の目標に関する事項についてでございます。前回の委員会から大きな修正はしておりません。

続きまして、第 3 章ですけれども、3 - 1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 3 章の冒頭には、河川整備の基本的な考え方としまして、治水、利水、環境、維持管理が一体となって河川整備を行う必要があるという旨を追加しております。

第 1 項の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項で、具体的な施行の場所を整備メニューごとや各河川ごとに表示していますけれども、各河川ごとの整備内容が全体としてわかりにくいことから、冒頭で各河川ごとの治水対策の進め方や考え方について追加しております。

続きまして、3 - 2 ページをごらんください。水位低下対策のうち、樹木伐開や河道掘削の施行の場所を示したものでございます。

まず、表に施行の場所としまして、例えば上段の坂祝町勝山～取組と地先名と、隣に 62.5k～62.7k 付近と、キロポストを示してありまして、これらが修正されていると思いますけれども、これはこれまで行ってきましたふれあい懇談会や行政からの御意見等を踏まえまして、施行の場所を修正したものでございます。

また、その表の一番右の欄に機能の概要という項目があると思いますけれども、こちら

は各整備メニューが持つ機能や目的をここで明らかにするために、今回新たに追加しております。この機能の概要につきましては、後ろのページにございます利水や環境の施行の場所の表にも同じように追加しております。

続きまして、3 - 17 ページをごらんください。高潮に対する安全性の強化ということで、委員の方からの御指摘によりまして高潮堤防の整備に際しましては、海岸堤防と連続性を考慮し、自治体と連携・調整していくという旨を追加しております。

続きまして、3 - 21 ページをごらんください。被害を最小化するための取り組みということで、啓発の推進を追加する旨の意見をいただきまして、(2)の被害を最小化するための取り組みに、地域住民が参加した防災訓練等の防災啓発活動により、住民の防災意識の向上を図るとしまして、啓発活動を追加しております。

また、その下の二線堤とか輪中堤の活用関係の記載としまして、被害を最小化するための取り組みとリスク対策がわかりにくいという御指摘をいただきましたので、基本的には、同様の内容が含まれているということから、リスク対策を削除しております。

治水については、以上でございます。

続きまして、利水でございますけれども、3 - 22 ページをごらんください。利水につきましては、よりわかりやすい表現とするために、全体的に各項目を整理し直しました。

その中で大きく変わった点としましては、河川水の適正な利用につきましては、(1)の既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化と、次のページの(2)の水利用の合理化を新たに項目立てをしまして、具体的な内容について追加しております。

次の3 - 23 ページと、その次の3 - 24 ページですけれども、渇水時の対策と異常渇水対策は一連のものとなることから、1つの項目に整理し直しております。

利水については、以上でございます。

続きまして、3 - 25 ページの環境ですけれども、環境対策につきましては、全体として大きな追加・修正はございませんが、3 - 26 ページの表をごらんいただければと思います。これは先ほど御説明しました治水と同様に、表の右の欄に機能の概要としまして、例えば、一番上の砂礫河原の再生では、樹木伐開、表土剥ぎ取り、盤下げによる動植物の生息・生育環境の再生といった対策の概要が、よりわかるように記述しております。

また、治水対策(再掲)と自然再生事業の考え方につきましては、表の外に追加しております。同様に3 - 27 ~ 3 - 29 ページの表につきましても、追加・修正しております。

続きまして、3 - 32 ページをごらんください。水質の維持・改善の項目に、ダム貯水池の

水質保全を追加しております。前回お示しした資料では、河川の維持に関する項目として記載しておりましたが、整備に係る内容と維持に係る内容に分けて記載しております。

環境については、以上でございます。

続きまして、3 - 34 ページをごらんください。最後に、維持管理の追加・修正点でございますけれども、例えば、3 - 35 ページに河川構造物の耐震点検・対策に関する記述の内容を追加しております。

続きまして、3 - 38 ページをお願いいたします。維持管理として行います樹木伐開について、伐開後の樹木管理に関する記述を追加しております。樹木伐開後の木をどうするのか、あるいは除草とか流木と伐開後の木が一体となったりサイクルを検討すべきじゃないかという委員からの御指摘がございまして、伐開木の利用についての記述を追加しております。

続きまして、3 - 41 ページをごらんいただきたいと思います。下段の 4 行に線が引いてありますけれども、次の 3 - 42 ページのダム貯水池の維持管理の方へ組み替えております。ダム貯水池の維持管理を現状と課題とに対応した対策に追加・修正しております。

9 の危機管理対策、(1) の洪水時の管理の中に、3 - 43 ページになりますけれども、排水機場の運転調整について記述を追加しております。

続きまして、3 - 45 ページですけれども、前回委員会で維持管理におきましても、異常渇水時の記述を追加すべきという御意見を踏まえまして、異常渇水時の対策は渇水時の対応と一連の対応となることから、渇水時の対応に異常渇水時という言葉を追加しております。内容としましては、既得利水者を含め対応していくことを追加しております。

以上が前回お示ししましたたたき台（素案）からの主な追加・修正点でございます。

最後に、資料 - 5 ということで、後ろの方に木曽川整備計画の附図をつけておりますけれども、こちらは前回、この委員会では附図はイメージでしかお示ししておりませんけれども、今回、御用意しました。これが最終的な本文につく施行の場所を示した附図でございます。

施行の場所につきましては、先ほどごらんいただきました本文の第 3 章に表としてまとめてございます。附図では、それらの施行の場所を治水、環境、維持管理ごとに図面に落としてございます。ここでは、時間的なこともございますので、個別には説明をいたしませんけれども、前回 10 月 20 日の第 3 回ふれあい懇談会では、これらの附図を拡大して図面を壁に張りつけまして、これらを見ていただき、住民の方から御意見を伺っております。

以上、簡単ですけれども、原案（案）の説明を終わらせていただきます。

○辻本委員長 駆け足でしたけれども、前回に比べて流域委員会あるいはふれあい懇談会、行政連絡会みたいなところの意見聴取をされて、事務局が判断されて、かなり見え消しでわかるように修正されています。なおかつ、まだまだ御意見があるかもしれないし、今後ふれあい懇談会、あるいは今日を含めて原案に修正されていくことになるわけですから、特にここで御意見をいただけたらと思います。あるいは修正の仕方の根拠とかその辺についての御質問でも当然結構でございますので、よろしくお願いします。あるいは直っていないということに関するコメント等についてもこの場でお願いしたいと思います。

急ぎ足でなかなか追従できないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小尻委員 お尋ねします。異常とかリスクとかというのが盛り込まれておりますけれども、基本的な姿勢としては、異常というのはどれぐらいまでを見ようとしているわけですか。今までの計画より超えたところをやろうという意欲はよくわかるのですが、じゃ、全部やってくれるのかという、そんな気持ちに逆になって、最初のところのポリシーとして出てくるのかという。

○辻本委員長 異常というのは、具体的には利水のところですか。

○小尻委員 それと、リスクの方でもいろいろ出てきていますね。管理とかもやるとかいうふうな話が。

○辻本委員長 まず、目次で見ると、異常が出ているのが、第 2 節第 2 項ですか、渇水時及び異常渇水時、異常渇水というのはどこまで対応するのかというふうな意味も含めてですね。

○小尻委員 雰囲気だけで結構ですけどね。

○辻本委員長 この辺、異常というのはどういうところまで、どうしようというのか。

○事務局（笹森） 河川環境課の笹森と申します。

利水と流水の正常な機能の維持の方で、渇水時及び異常渇水時ということで使っておりますが、基本的に、利水計画それから不特定の補給計画、10 年に 1 回程度の渇水を対象に施設計画等を立てておりまして、ただ、木曽川の場合、冒頭の部長からの挨拶にもございましたように、木曽川においては、平成 6 年のような渇水時において本川が瀬切れするというようなほかの同規模の河川では見られないような状況が生じているということと、今日後ほど説明させていただこうと思っている資料の中にも入れてありますけれども、近年の少雨化の傾向、資料 - 6 - 2 大規模事業の中の今スクリーンに出ております。これは過去

1900 年から現在までの年間降水量の状況を示しているグラフですけれども、少雨化傾向ということで、トレンドして下がっているのも確かですが、ばらつきが非常に拡大している、年によって降水量の多い年と少ない年があるということです。特に、年間降水量が非常に少なく、ばらつきの中で最小値がそれまでの年間降水量の最小値をさらに下回ってきているというのが、過去 6 回から 8 回ぐらい、年数でいきますと、極小値を太い破線で包絡するようにたどっておりますけれども、そこに接するのが例えば 1912～1913 年、1925 年ぐらい、1940 年、それからちょっと飛びますけれども、1977～1978 年、1985 年、1994 年ということで、それまでの最小値をさらに下回ってくる、最小値を更新するのがこの 100 年の中で 6 回から 8 回起こっているということから、今後も平成 6 年規模の渇水が、15 年とか 20 年に 1 回ぐらいは起きてくるだろうということが容易に想像できるのかということで、確かに施設計画的には 1/10 ということでやっておりますけれども、それを超える渇水にも対応していく必要があるということで、ただ、その表現として異常という言葉を使っているのですが、ちょっと適切かどうかというのは、確かに議論はあるかと思っておりますけれども、内容としては一応そういうことでございます。

○辻本委員長 小尻委員、いかがですか。

○小尻委員 現在でも 1/3 とかそれぐらいでこれからやっていこうというときに、まだもっと異常までやってもらえんというのは、我々にしたらものすごくうれしいのですけれども、逆に過剰サービスじゃないかというぐらいの印象までとるぐらいの気持ちだったということで、そこまでこれからやるべきだというのだったら、どんどん前にそういう異常のところまでも含めて対応すべきだという姿勢を書いてもいいのかと思いました。

○辻本委員長 今の説明は、これで説明したらどこだって、何も木曽川水系だけでなく全国どこでも少雨化の傾向があるし、じゃ、全国の平均を全部異常渇水対応にしなければいけないのではないかということにもつながりかねないですね。今の説明の冒頭にも言われたように、部長が言ったような話、この地域の特徴、特質から、例えば渇水においても洪水においても、いわゆる 1/100 とか 1/10 とかで決めているスタンダードの安全度では困ることがあるわけでしょう。例えば、10 年に 1 度の渇水対応をとっていたとしても、そうでないときに当然起こるわけで、そのときに地下水をくみ上げれば地盤沈下につながるところであるとか、あるいは全体をカバーする背景が、琵琶湖を持つ近畿とか霞ヶ浦を持つ関東に比べて弱いとか、その辺の地域的特性が特殊だから、木曽川水系では要るのだというふうな物を言わないと、今の説明だけだと、全国どこでもこれから異常気象というのは起

こるのだから守らなければいけない、そこも当然あるかもしれないけれども、1 歩違うんだということは、もう既に細見部長が一番最初に言われたと思うので、そこがポイントだというふうなことの認識を皆さんも、事務局の方も、してもらわないとということですが、細見部長、それでいいですね。

○事務局（細見） はい。

○辻本委員長 そこを整備計画にしっかり書いてもらわないといけませんね。

○重網委員 この委員会が始まったところですけども、言われたのが、このあたりの将来はどんなふうになるか、人口がどうなるか、産業配置がどうなるかという話がありまして、それをやるという話だったんです。私は細かい数字がわかりませんですけども、この案を見ますと、12 ページの辺に何か 10 行ぐらい書いてあるだけです。この地方は何か活力があるとかと書いてある程度で、ほとんどこれでは何のために水が要るとか、川の改修が必要だという根本的なところに全然立ち入っていないです。だから、流域委員会というのは、何か河川の堤防の話だけしているのかととられてしまいますから、ぜひもう少し勉強してくださいよ。

○辻本委員長 御意見は多分基本方針を立てるときに、どんな計画レベルにするかというときには議論したのだけでも、整備計画のレベルでも 20 年とか 30 年のタイムスパンで、この地域の推移みたいなものがきちっと書き込めて、だから、整備計画の目標レベルをこの辺にするというところについての記述が不十分だという御指摘ですので、その辺はまた御配慮いただきたいと思います。

ほかにありますか。

○大野委員 1 - 29 の「新しい課題」を見ていて、将来をどういうふうに理解すればいいかというふうに、これをずっと読んでみると、どうも今の異常というあたりの変動という問題が出てきますよという感じもありながら、基本的な問題はどうも渇水の中で地盤が低下するということが、この地域の基本問題だというような感じに何となく読めるのです。そうすると、今後を考えると山の問題とか森林の保水力の問題とか、結果として出てくる海の汚染の問題とか、そういうあたりはこの河川との関係の中であまり認識しなくていいのかという、そこら辺はどうなのかと思ったんですけども、何となく渇水で地盤が低下するということに非常に配慮しなければいけませんよということがベースにあって、そこに異常対応を考えると、こんな感じの認識なのかと思います。

○辻本委員長 先ほどに関連して「新しい課題」の中でも、それが記述してあるので、そ

こが非常に強調されているように見えた、一方、森林とか海域、沿岸域、湾域の話についてはどうなのですかという、これも従来の課題と、先ほど言いました地域の特質の課題をもう少しきちっと浮き上がらせるようにしておかないと、それと、新しい課題、それから、今言われた森林の問題と湾域の問題をどれだけ新しい課題としてとらえるかということですね。新しい課題としてとらえなくて、従来からきちっととらえているなら、あるいは従来からの課題として引き続き考えなければいけないこの地域の課題としてとらえるか、その辺は今の太田委員からの質問に答える形できちっと整理いただきたいということになりますかね。

ほかはいかがでしょうか。

○寄藤委員 今の同じ 1 - 29 の「新しい課題」ですけれども、これは小さいのですが、例えば、ニューオーリンズを引用するということはほとんど意味がないし、あまりやるべきではないのではないかと思います。平野の構造も川の性質も全く違うので、ただ単に最近大きな災害に遭った他国の例を引き合いに出して危機感をあおっているだけというふうに、ずけずけ言えば言えるので、なくてもいいのではないかと思います。

○辻本委員長 事務局、何かありますか。

○事務局（細見） ニューオーリンズの被害が起こったときに、いろいろ調査団を中部としても伊勢湾台風の経験もあって、そして、見ていただいて対策をどうするかという形で調査団を出した経緯もございまして、それをもとに今の東海ネーデルランドの協議会が立ち上がったという系譜がありますので、そういった流れでここに書かせていただいてもいいのかという感じでワーキングをさせていただいたということです。

○辻本委員長 ネーデルランドの問題、あるいはニューオーリンズの問題は、大学にいる人間からすると、少しとっぴもないところなんでしょうけれども、中部のアイデンティティーみたいなところとして、施策上考えられているんですかね。立場が違うんでしょうね。ちょっと御配慮いただきたいと思います。

○藤田委員 恐らく巨大ハリケーンがもっともっと巨大化するんじゃないというあたりが、将来的な温暖化の課題についての話が、それが本当かどうかというのは、私もよくわからないのですが、そういった意味もここではあるのかと、読ませてもらったときには、そう感じたところがあります。

○辻本委員長 そうですね。新しい課題のところに日本学術会議の答申の地球規模環境変化における災害の何とかという答申が出ました。あれから導入するような形がひょっとし

たらいいかもしれないですね。

○藤田委員 ついでにネーデルランドの話は、特徴をあらわしている言葉でいいと思って、実際に具体的な地域は、先ほどの引用箇所にあるのですけれども、こういう考え方で、これだけの地域になっていますという説明がもう少しあってもいいのかと、追加していただければと思います。

○辻本委員長 ほかはいかがでしょうか。

○藤田委員 細かいところですが、異常渇水の話が 2 カ所出てきて、異常渇水対策と対応ととっているところがありますが、片一方が対応の方が「時」になっていて、対策の方は「時」がとれているのですが、これは何か意味がありますか。目次のところでもいいですし、表題のところでもいいですが、目次の ページ目と、それから。

○辻本委員長 対応と対策をどう使い分けているのかということ。

○藤田委員 対応と対策のときに、片や「時」があって、片や「時」がないというのは、特に意識されてそうされたのか、単に抜けていただけなのかという。

○寄藤委員 「渇水」と「渇水時」。

○藤田委員 ええ、そうです。対応の方では両方とも「時」が入っていて、片一方は「時」がなかったので、目次のところをぱっと見たときに、片一方は「時」がなかったので気がついたら、対応の方は両方とも「時」が入っていたので、それが何か考え方があったのかと思いました。

○事務局（笹森） すみません、特に意味はございません。抜けていただけです。

○辻本委員長 文章は練れたもので、少し整理していただいたら。

ほかはよろしいでしょうか。

私、ちょっと気になったのは、洪水のリスク管理で輪中堤とかを「河川管理施設とすることを含め」という文章が全部なくなってしまいましたね。これはどこかに行ったんですか。3 - 21 ページに、長良川においては、輪中堤や二線堤の重要性を書いて、ここでは 1 歩踏み込んで「河川管理施設とすることを含め、調整します」という部分が、この地域として非常に重要なことであったのが、ここでリスク対策があるのがまずいからといって、ここで消されたという説明だったのですけれども、どこにもないことになったのではないですか。削っていったり書き加えていったりすると、全体をもう 1 回きちっと読まないで、何かこれは長良は基本方針の議論のところでも、本来 1/150 ぐらいの安全度を想定してもいいようなところを、土地利用とか河川の都市との関連とかから 1/100 で基本方針を立て

て、その枠の中で今度整備計画を考えていったのだけれども、基本方針ですら 1/100 まで、ほかの河川に比べると、小さ目になっているところは、この辺で対応するんですよという了解が小委員会であったと思いますけれども、どこかへ行ってしまったのかどうか調べておいてください。

ほかよろしいでしょうか。

○岡山委員 計画ですので、最初に沿革が説明されて、それとともに課題が設置されて、それに対して今回こういう計画ですというストーリーだと思えるのですけれども、一番最初のところが治水の沿革、利水の沿革、環境の沿革と来て終わるのです。でも、整備メニューとしては、ここにもう 1 つ維持管理というのがあります。維持管理というのは、そのまま考えるのであれば、治水に関する維持管理と利水に関する維持管理と環境に関する維持管理だろうと思います。このメニューでは、維持管理というところは、ある意味で再掲となるのが大半であるという構造になるのではないかと思います。

ですが、例えば、環境というのは水質の環境に特化している関係か、河川敷とかごみ対策とかは維持管理の方に落とし込まれていて、環境の方に出てこないという構造になっています。少しそのあたりの仕組みがわかりづらいというのが 1 点です。

それから、沿革というのをざっと読んでいくと、治水の沿革と利水の沿革のところは流量の目標が、がちっと決まっていて、それは両方とも前回のものを踏襲していますという考え方、なぜ踏襲したかという理由はよくわからないんですけども、ところが、環境になると、途端に管轄が違ってくるせいかよくわからないのですが、例えば、現在の水質としてはこのぐらいでしたと、目標としては、恐らく環境基準としてここまでを環境基準を目標にしていますということで、それをちゃんとクリアできていればオーケーですという考え方で、何もここに数値がないのだと思います。実際のところは、支川の方がもっと汚いですとか、ここにもう少し素人にわかりやすく、このぐらい実は汚れているんですけど、それは環境基準の中ではいいのかもしれないけれども、課題としては、例えば支川対策等々が必要になるんじゃないかなというぐらいの、治水、利水と同じぐらいの書き込み方は多分数値が出るのではないかと思います。

と同時に、そうすると、計画ですので、多分データの方には細かいデータがあって、その計画もあるのだと思うのですけれども、もう少し踏み込んだ、COD、BOD というのは流量ともすごく深くリンクするので、どれだけ流下させるかとか、前の利水部分の今渡 100 とか万石 30 というのも含めて、再掲という形になる計画になる可能性がかなりあるのでは

ないかと思います。1 個ずつ課題を分けていただいてすごくわかりやすいのですが、逆に、1 個 1 個が別個の課題になっているような印象を受けて、ただ、ここで少し勉強させていただくと、実はここここはリンクしている、同じことだ、あるいはトレードオフになるということもあって、それがうまく再掲なのか、新規なのかということで整理ができている方が、読んだ方はわかりやすいと思います。

という意味合いで、もう 1 つだけ言うと、流木と伐開木と草木類の処理ですが、これも例えば、流下能力のところであるとか、あるいは環境ですとか、維持管理のところ、あらゆるところに出てくる。治水でも多分出てくるはずで、出てくるものの質から逆に考えると、伐開木であろうが、流木であろうが、草木類であろうが、いわゆるバイオなごみであることは同じでして、しかも、割とバイオエースの中でも少し処理しにくいというものはあると思いますが、位置図のところで見ていくと、リサイクルを進めますとか、あるいは適切に処理しますとか、一応書かれているので、何かやるんだらうなというのはわかるんですが、一々についてそういう管理を適正に行うとか、リサイクル等の推進に努めるとかというふうに分かれているのではなくて、逆に 1 つの川の流域の計画ですから、例えば、このくらいの今の量を一々出さなくて、それをこのくらいに一括して処理をした方が効率がいい、お金が安い、あるいはエネルギーがとれる等々のもう少し踏み込んだ、施設計画ですので、何かこうしたいという計画になってもいいのかと、希望として思っています。

以上です。

○辻本委員長 前半のところは、第 1 章の書き方の問題ということで、今御指摘いただいたことがすんなり読めるように直せるかということ。

それから、維持管理は長い間ここでも議論してきて、ほかの機能との関連をどうするのか、計画として維持管理というのはどれだけ書けるのかというのはなかなか難しかったことですが、今の御指摘が再度出されていますので、維持管理の書き方の中で計画としてどんなふうに行けるか、もう少し検討いただくポイントかと思いますが、よろしくお願いします。

時間のこともありますので、多分原案というのはまだまだ読み返してみると、今回、見え消しでなくなったり、増えたりしていて一体全体どうなったのかが多分まだ把握できていけませんので、ぜひ委員の方は持ち帰って、見え消しにないものと 2 冊そろえてもらっていますので、ざっと読んでいただいて、気になるところはまた。

- 藤田委員 松尾委員が意見を述べられていますので、ちょっと紹介していただけますか。
- 辻本委員長 そうですね。松尾委員からの意見が、彼はメンバーの委員ですので、ここで意見を聞くはずですので、事務局から説明いただけますか。
- 事務局（山口） 1枚紙でお手元にお配りしているものから御紹介させていただきたいと思います。

整備計画本文につきまして、まず、日光川、青木川から流入してくる排水の扱いをどう考えているのか。また、排水ポンプ調整の記述が必要ではないかということです。

これは、本川に影響ないような形で当然ポンプ調整はやらなきゃいけませんので、その辺の記述は維持管理なりの中で記述してきているところでございます。

水利用の合理化について、もう少し具体的に記載してはどうかということと、河川流量の再生の位置づけを明確にする必要があるといった河川水に関する御意見をいただいているところでございます。

あと、河川環境の整備と保全につきましては、治水対策の再掲がなぜ「再生」なのか、また、保全・再生の施行の場所が表に記載されていないためわかりにくい。本文につけ加えて説明する必要があるという御指摘をいただいております。

また、水質については環境と維持の区分わかりづらいので整理する必要がある。これは多分今岡山委員から御指摘があったような形とダブってくるかと思います。

あと、ダム湖の水質保全、ダムからの濁水対策についても記述が必要である。これにつきましても、一応今記載させていただいているところでございます。

あと、ダム本体・観測機器等の維持管理に記載している水質環境の保全・維持は、ダム貯水池対策の維持管理に記載すべきである。また、阿木川ダムの貯水池対策は、維持管理ではなく環境保全ではないかといった御意見をいただいております。

また、連絡導水路につきましては、2点いただいております、渇水時にも良好な環境維持するための最低限の流量を確保する目的からも必要ではないか。木曽川水系は流域を越えて水利用されており、渇水の影響は大きいといったコメントをいただいているところでございます。

○辻本委員長 特に事務局からコメントはないですか。今コメントの部分はコメントされたということでもいいですか。

○事務局（山口） 基本的にいただいた意見につきましては、今赤書きになっているところで修正等をさせていただいているところでございます。

○辻本委員長 ほかの委員の方々も、本文をこんな感じでどここの記載についてということが、もし今後も出てきましたら、できるだけ早いうちに、時期的には 1 週間ぐらいの間に、こういう形でざっと読んでもらって何ページのどここの記載について、少し直してほしいということがあればお願いしたいと思います。

例えば、貯水池対策は維持管理でなく、環境保全ではないのかというのは、考え方でそれぞれあるかと思います。この辺は多分判断されることになるでしょう。だから、指摘いただいたことについても、必ずしも判断にゆだねなければならないところも仕分けの中で出てくるかもしれません。その辺はまたそれぞれ委員については、委員の方には御回答いただけたらと思います。

○藤田委員 簡単なことですが、目次の第 1 章第 1 節とその第 1 項が全く同じ「流域及び河川の概要」ということになっていますけれども、第 1 項の内容は、自然的、社会的あるいは歴史的なことの概要ですので、そういったあたりを書いていた方がいいんじゃないかと思います。

○辻本委員長 はい、御指摘ありがとうございます。

○岡山委員 この計画の趣旨というものを明確にするといいと思います。一番最初の沿革のところですけれども、例えば、ざっと見ていくと、新しく新規に整備計画として盛り込まれているものが、今のところこの導水路しかないという状況です。あとのものは今までの計画を肅々とまた続けていだけということを考えれば、今回の計画では維持管理が一番大きな課題であり、それが一番プライオリティーが高い箇所だと思います。だとすれば、一番最初のところにでも、ここの流域では、維持管理がかくかくの理由でメインにした計画になっていますということを明確にしないまでも、少し気持ちとして示しておく方が、後々の計画が読みやすくなるのかというふうにちょっと思いました。

○辻本委員長 ありがとうございます。

○事務局（細見） 2 点ばかり、維持管理がメインな時代を迎えていることも確かですけれども、堤防の質的強化という、超低平地における耐震化とか、そういった整備メニューとか、あるいは流下能力的な部分を向上するというところの部分も、相当整備メニューとしてございますので、新しいのは導水路だけというわけでは決してございませんので、よろしくをお願いします。

それから、環境の目標もサジェスチョンいただいたので、ちょっと考えてみますけれども、なかなか環境の数値目標という数字が書き込めないんですね。ですから、どこらあた

りまで検討できるかと考えてみますけれども、ひょっとしたら最後は御期待に沿えないかもしれません。

○岡山委員 指標動物であるとか COD、BOD の数値はともかくとして、それにすごくかわるのは、どれだけいつも流れているかという水の量の話だと思います。だから、それがちゃんと書かれていればいいのかとは思いますが。

○藤田委員 環境は難しくて、最初に河川環境の沿革と書かれて、沿革ということになってくると、どうしても人為的に沿って変えてという意味合いともなかなかそぐわないところがありながら、事業の沿革だったらそれでもいいんですけどもというところがあって、そういったあたりからも難しさがあるかと、また一緒に考えたいと思います。

○辻本委員長 このタイトルは、これで標準型ですか。全部について沿革を書くという形になっているんですか。

○事務局（細見） 現状と課題とか、第 1 章は必ず書けという形で、法律で定められているものではありません。第 2 章、第 3 章は、政令に規定されているところを素直に従って書き下しているということです。

ですから、整備メニューのところで機能の概要とかというところすべてつけさせていただいていますけれども、それは政令で定められているものですから、適切に言葉を付記しているということになります。

○辻本委員長 じゃ、1 章はもう少し言葉を選んで項目立ていただいた方がいいかもしれませんね。

そういう細かいところも含めて、また書面にて御意見をいただきたいと思います。

○事務局（山口） もしよろしければ、大規模事業の審議に入る前に 10 分程度でも休憩いただきたいと思うのですが。

○辻本委員長 ちょっと遅れているので気にしたのですが、せっかくの御提案ですので、11 時半までブレイクしますか。11 時半に再開ということです。

○事務局（山口） 委員の皆様には、控え室の間に粗茶を用意しておりますので、どうぞ御利用ください。傍聴の皆様には、ロビーに御用意しておりますので、どうぞ御利用ください。

- 休 憩 -

○辻本委員長 ちょっと時間過ぎまして、傍聴の方、会場の方、申しわけございませんでした。なかなか休んでいても意見が沸騰で、時間を忘れてしまうような状況でした。

それでは、残っております議題（５）木曽川水系大規模事業の審議をしたいと思います。これは前回かなり説明していただいておりますけれども、ちょっと残っている部分があるんですかね。それを事務局から御説明をして、前回のものも含めて資料として扱っていただいで議論をしたいと思います。

じゃ、事務局の説明をお願いします。

○事務局（笹森） 河川環境課の笹森と申します。資料の方を説明させていただきます。

資料の方は、資料 6 - 1、まず農業用水の現状ということでございます。

この資料の一番最後のページに論点ということでまとめているんですけれども、農業用水について、農地も半減しているので取水量を大幅に減らすべきという御意見がふれあい懇談会等でも出ております。

これに対して、基本的に私どもの考えとしては、農地面積が減少する一方、用排水の分離、営農形態の変化、地下水への浸透による減水深の増加などがあり、また、末端農地に配水するための水路内の水位維持も必要とされている。

こういう状況ではありますけれども、今後さらに適正な見直しを行っていきたいということで考えておりまして、その背景になっている内容について、この資料で説明させていただきたいと思います。

まず 1 ページ目でございますけれども、ここは特に既得の農業用水の中で一番大きい濃尾用水地区の現状について、少しまとめております。

濃尾用水地区、都市化とか混住化によって農地は減少しておりまして、受益面積が昭和 49 年より 30 年間で 6,200ha 減少しておりまして、現在で 1 万 514ha というふうになっておりますが、取水の総量は逆に増加傾向となっております。特に水路の末端地区においては、平常時においても番水とか応急ポンプによる再利用を実施している現状にあるということでございます。

その要因としては、今言いました減水深の増大とか配水管理用水が考えられております。現在この水利権の変更を協議しているところでございまして、必要水量の算定根拠等について、現在協議を行っている。

経過としては、昭和 34 年に当初許可されておりました、水利用そのものは数百年前から使われている水ではございますけれども、許可水利権として昭和 34 年に当初の許可となっ

て、現在の水利使用許可は平成 9 年に同意されたものということでございます。現在その変更を協議中ということでございます。

審査の内容としては、用水の計画諸元として、かんがい面積とか単位用水量、営農とか土地利用、作付け期等の変更等の諸元、それから、水田初期用水とか、そういういろいろな算定方式。あと、地区内利用ということで、ため池とか、そういう他河川からの利用とか、そういう実態での確認等を行っております。

農地面積の減少と取水量の関係なんですけれども、2 ページ目でございますけれども、農地面積の減少、これはスプロール的、虫食いの的なものでありまして、水路維持用水等の配水管理用水が必要になってくるということで、次のページの上の図面ですけれども、要因 1 ということで、水田の中を配水管理用水が通っているわけでございますけれども、部分的に農地面積が宅地化や工場等になったとしても、それぞれの水田の末端まで配水するには、やはり水路にその水位が維持されていないと末端まで水が回っていかないということで、全体の水路延長が約 4 万 km ありまして、やはり単純に農地面積での減少が水量の減少につながらないと。

5 ページ目に土地利用の変化ということでちょっと図面を入れているんですけれども、30 年代、50 年代、現代ということで 3 つ載せてあるんですが、30 年代が地形図から持ってきたもので、50 年代と現代が GIS データから持ってきているということで、ちょっとデータのベースが違うので、50 年代と現代を比較していただければと思うのですけれども、この段階で農地面積はかなり減少しているわけなんですけれども、青が水田、黄色が畑、オレンジが市街地ということなんですけれども、見た目では水色の変化というのが、細かく見るとあまりよくわからなくて、全体から見るとちょっと減っているかなという感じで、こういう形でまとまって農地面積が減れば、かなり水量の減少にも結びつくんですけれども、減り方がこういうような状態ということで、なかなか水路維持用水として必要な水が要るということでございます。

2 ページ目に戻っていただきまして、もう 1 つの理由として、農地面積の減少に伴う地下水補給源の減少等により、かんがい期間中、農地からの地下水補給源の負担が増大する。これが 3 ページ目の下の図でございますけれども、農地面積が部分的に宅地化等されても、結局、その下の地下水面がある程度上がってこない、その浸透量が増えてしまうということで、全体の面積に対する浸透といいますか、水田から浸透した水が横浸透していったらというわけで、そういう意味では減水深が逆に増えてしまうというような状況でござ

ざいます。

それから、2 ページ目に戻りまして、非かんがい期の地下水位低下を回復させるためのかんがい初期用水が大量に必要ということで、これは 4 ページ目の状況で、これは前回の資料にも載せてあったのですけれども、確かに昭和 47 年、48 年ぐらいには、地下水位は非常に低くて、現在、平成 4 年、平成 9 年の茶色っぽい線になりますけれども、地下水位は上がってきていますけれども、まだやはりかんがい期に向けて地下水位を上げていく必要があるということで、初期用水が量的には少なくなってきたはいるんでしょうけれども、引き続き必要になっているということでございます。

あと、営農形態の変化ということで、圃場の整備の進展、用排水分離とか乾田化等を行っております。

それが参考の方の 8 ページにございますけれども、要するに、用水路と排水路を完全に分離することによって、汎用化、畑に利用できるんだ、乾田化によつての機械化が可能になるということで、また、用排水分離の水質の悪化を防げるというようなことから、このような分離が行われるのですけれども、これによって、逆に農業用水の反復利用が困難になってくるということで、需要量そのものがやはり増えてくると。

それからもう 1 つ、米の質をよくするというで、中干しということで、かんがい期間中、1 回水田の水を抜くわけですが、逆にそれによって、その後の水を張ったときの減水深が増大すると。そういうようなこともありまして、なかなか用水量が増えていかない、減らないというような現状だということでございます。

最後 10 ページ目に、濃尾地区の実際の取水状況を示しているのですけれども、近年、このようないろいろな圃場の整備等が行われることによって、逆に需要が少し増えているような傾向にあるということでございます。

農業用水の現状については、以上でございます。

それから、大規模事業の方でございまして、資料 6 - 2 の、木曽川水系連絡導水路の方でございまして。

1 ページ目に、導水路の目的ということで再度載せてございますけれども、木曽川へ利水、愛知県と名古屋市の都市用水 4,700 万 m^3 分の水を導水するというで、最大 4 m^3/s の導水量を押さえます。それと、異常渇水時において渇水対策容量の水の 4,000 万 m^3/s を木曽川及び長良川に導水するというで、図面では矢印、木曽川にいていますけれども、水色の部分が少し長良川にかかっていますが、長良川に 4 m^3/s 経由して、最終的に木曽川

に $16\text{m}^3/\text{s}$ 持っていくというような計画でございます。

揖斐川に対しては、流水の正常な機能の維持ということで $11,500$ 万 m^3 。これは既得の西濃用水等の供給の安定化と、基準地点の万石でもきちっと渇水時に流量を確保するというので、最大 $20\text{m}^3/\text{s}$ の流量を確保することにしております。

あと、渇水対策容量として $1,300$ 万 m^3 を、平成 6 年の対応であれば揖斐川に $1,300$ 万 m^3 入れて、そのときにも $20\text{m}^3/\text{s}$ が確保できるようにするというので、揖斐川に対して十分手当をした上で木曽川に持っていくという計画を考えております。

2 ページ目が水資源開発の歴史ということで、これは前にも説明させていただいてますけれども、木曽川においては、発電のダムが大正から昭和の初めにかけて増えてきて、ピーク発電をするということで、流量変動が大きくなるということから、下流の農業利水者との調整の中で、初めて河川の流量として $100\text{m}^3/\text{s}$ の制限として、それを下回るような水の利用はしないということで、発電との調整ができたわけでございますけれども、その昭和 40 年に、その後の水資源計画を進めるに当たって、今渡 $100\text{m}^3/\text{s}$ 、それから木曽成戸、下流地点ですけれども、下流の漁業とか感潮域の環境、そういうものを配慮して、成戸 $50\text{m}^3/\text{s}$ というのを制限として水資源開発を進めていく。それが終わったときには、河川管理行為として、それをきちっと穴埋めしていくということで計画を進めてきたということでございます。

3 ページ目がそれを模式化した図でございますけれども、既得用水の取水後の河川流量が、ここと言えば成戸 $50\text{m}^3/\text{s}$ の維持流量を下回った場合には、それを不特定で補給していくと。それを超える部分について、河川の水があればそれを使って、足りないときは新規のダムから補給して、安定的に水を使えるようにするというのがダムによる新規開発ということで、水の確保を進めてきたということでございまして、この不特定の穴埋めを、これまで味噌川ダム、阿木川ダムで $30\text{m}^3/\text{s}$ まで、それから、新丸山ダムができれば $40\text{m}^3/\text{s}$ まで確保していこうと。 $50\text{m}^3/\text{s}$ 全部をダムで確保するということではなくて、あと $40\text{m}^3/\text{s} \sim 50\text{m}^3/\text{s}$ の分については、今後の水利用の合理化等で確保していこうという計画でやっているとございます。

4 ページ目が先ほどの降雨の状況を示しておりまして、平成 6 年、確かに過去から見れば異常ですけれども、今後も十分起こり得る状況だということでございます。

5 ページ目が水資源開発基本計画の中で、このような少雨化によって供給能力が減少している中で、やっと水需給のバランスがとれるようになってきているということでござい

すけれども、やはり平成 6 年のような降雨状況では、供給能力が現在の需要に対しても明らかに不足している状況ということでございます。

既得用水と新規の関係を 6 ページ目に示してございますけれども、黄色の部分が既得用水の取水量、需要量です。制約がないので、基本的には河川の流量がある限り取水する権利を持っている。それに対して、上のオレンジと茶色の部分、水色の線までが、それに新規の需要を足したものでございます。その後の都市用水、ダムで開発した新規用水の需要を足したものでございます。

平成 6 年 8 月頭にダムが枯渇してしまいましたので、それに向けて新規の用水の取水はどんどん節水していくんですけれども、ダムが枯渇した後は、雨が降った一時的な河川流量の回復のときは取りますけれども、それ以外は基本的には取れなくなってしまう。

その 9 月 3 日時点の状況を右側の棒グラフで示していますけれども、既得用水の需要が $55\text{m}^3/\text{s}$ に対して、新規の需要は $48\text{m}^3/\text{s}$ あるんですが、それが不足していると。水を使える量としては $55\text{m}^3/\text{s}$ しかないものですから、仮に既得も同じように節水していただいて、新規も含めて取水可能にするということを考えれば、既得に $27\text{m}^3/\text{s}$ 、新規に $28\text{m}^3/\text{s}$ という形で、農水と上工水と節水率を分けていますので、こういうような配分になってくるということで、結果として、上水 28%、工水、農水 55% という、やはり大きな節水が必要になってくる。

一方、左下のグラフが河川の流量でございますけれども、不特定補給で、緑色の部分で穴埋めしていくわけですが、やはり 8 月の中旬から 9 月の中旬にかけて、木曽川の水が枯渇する状況が避けられないというような状況がございます。

これに対して、導水路ができればどうなるかということで、7 ページ目に示しておりますけれども、1/10 渇水、左側ですと、その既得も、新規も取れて、維持流量に対しては $40\text{m}^3/\text{s}$ まで確保できる。ところが、導水路がなければ新規が全然とれなくなるわけですので、既得の節水に期待するしかないということでございます。

導水路があって、その計画運用ということであれば、 $40\text{m}^3/\text{s}$ まで緑色の部分で確保するわけですが、新規の利水が非常に困るような状況ということで、渇水調整の 1 つの方法としては、その維持流量確保の分を上工水の節水に応じて減量する。これまで、やはりそういう社会的に非常に困っているときには、やはり河川流量もある程度回す必要が出てきますので、維持流量の確保を $20\text{m}^3/\text{s}$ まで、半分に減らして、それを新規と既得の節水の緩和に使う。それによって、民生安定と地盤沈下の防止を図ることが可能になるという

ことも考えているわけでございます。

8 ページ目が、そういうような平成 6 年に実際に起こった木曽川のいろいろな被害の状況、新聞記事でございますけれども、9 ページ目に、やはりそういうような状況になると、工業用水とか、非常に河川の取水が制限されると、やはり何らかほかの手当てが必要になると。海外からの水の輸入とかもあったわけですが、やはり一時的に地下水の利用が増えて、それによって地盤沈下が発生したということで、左側の図、凡例がちょっと一緒になっちゃっていますけれども、年間 1cm 以上の沈下域が薄い赤、それから、年間 2cm 以上が濃い赤ということで、最大 4cm ぐらいの地盤沈下が実際に発生したということで、やはりこれに対する対応が必要だと考えているところでございます。

そういうような中で導水路計画というのは立ててきているわけでございますけれども、便益ということで B/C の話になってくるわけですが、現在導水路事業、10 ページ目に書いてありますように、本来、計画としては緊急水によって河川を補給する、河川環境の改善を図るということです、それによる便益というのは算出すべきなんですが、まだそれを算出することが今の時点では非常に困難であるということで、同等の効用を得るために代替する施設を建設した場合の費用、要は身替わり建設費用を算出して、それを便益として考えることから、B/C を 1.7 ということで、基本的にはこういう考えで進めているわけでございます。

ただ、それ以外にも、先ほど言いましたように、緊急水の補給によって、他の考えられる便益ということで、11 ページ目に示しております。平成 6 年のような異常渇水において、導水路による緊急水の補給がなければ、他の同規模の河川では見られない木曽川本川の枯渇が避けられない。上流ダム群が 25 日間枯渇し、これは新丸山ダムとか河口堰の利用等も含めて、あと、導水路の利水導水も含めて計算した場合ですけれども、それでも 25 日間枯渇してしまう。

社会経済活動に深刻な被害が発生し、そのために地下水の揚水量が一時的に増加して広域地盤沈下が発生する。この広域地盤沈下は、河川が氾濫した場合の浸水深の増加につながっていくということがあります。

これに対して、導水路によって河川の維持流量を確保する、回復するということにしてありますけれども、一方で、水不足によって社会経済活動が麻痺し、地盤沈下の進行も想定される状況においては、河川流量の枯渇を解消しつつ、維持流量の一部を用いて、社会経済活動の維持のために必要最小限の補給をし、地盤沈下の防止を図ることが河川管理者

に対して要請されるという状況であります。

このような対応を図った場合における導水路の便益として、河川環境の改善、地盤沈下の防止による浸水被害の軽減、渇水被害の軽減というようなことが考えられるわけですが、先ほど言いましたように、河川環境の改善効果というのは、今後 CVM とかの方法も含めて実施方法をさらに考えていきたいと思っておりますけれども、とりあえず地盤沈下の方針による浸水被害の軽減と渇水被害の軽減というのを試算しております。

それぞれ、要は維持流量の一部を渇水対策に回すということになりますので、それぞれが重複している部分がありますので、単純に個々の便益の合計というわけではないんですが、それぞれの一つ一つをとったとしても、例えば、地盤沈下の防止に対しては 1,800 億円、渇水被害の軽減では 3,200 億円という便益が試算されるということで、徳山ダム建設事業費の拡大分、それから、連絡導水路の分、合わせた費用の 876 億円と比較しても大きな便益が考えられるということでございます。

あと、12 ページ以降、ちょっと便益の試算について示しております。ちょっと時間の関係で、細かい説明は省略させていただきます。

あと、流域委員会における論点ということで最後にまとめておりますけれども、要は、成戸 50m³/s の維持流量を切り下げれば、導水路は不必要ではないか。また、水利権を見直せば不必要ではないかということに関して、今説明させていただきましたように、平成 6 年実態としても、上流ダム群が枯渇して、河川流量がゼロを記録するなど、維持流量を大幅に下回る厳しい状態が約 2 カ月継続しております。

導水路がない場合、仮に河川維持流量を切り下げても、既にほとんどゼロに近いような状況になっているということで、取水できる川の水がほとんどない。仮に農業用水の取水を半分にして都市用水に補給したとしても、やはり都市用水の厳しい取水制限の大幅な改善は見込めず、河川維持流量の大部分も回復できない状況だということで、やはり導水路の整備というのが必要なものだというふうに考えているところでございます。

○事務局（山口） それではもう 1 点だけ。今、連絡導水路の方で、便益に対する効果の考え方というのをお示したところでございますが、新丸山ダムにおける費用対効果はどうなのかということで御紹介させていただきたいと思えます。

新丸山ダムにつきましては、前回、計画の概要については御説明させていただいたところでございます。基本方針が策定されたことによって、計画外力である計画規模が 1/200 なかったということでございますが、総貯水容量等、ダム規模は変わらないということで

ございます。今、費用対効果につきましては、また来年度、審議を事業評価監視委員会の方でやっていこうかと思っているところでございますが、現状では、平成 15 年度事業評価監視委員会で審議していただいて継続というふうに評価されたものがございますので、その数字を御紹介させていただきたいと思います。

事業に要する総費用につきましては約 1,713 億円ということで、この新丸山ダム事業において想定される効果につきましては 22,633 億円というふうに算出しております。単純に割り算すれば、費用対効果につきましては 13.2 になるということで、一応大幅に上回るということで、十分投資効果がある事業であるというふうに認識しているところでございます。

今後また精査をしていきたいというふうに思っておりますので、またよろしく願います。

簡単ですが、以上です。

○辻本委員長 ありがとうございました。

それでは、この木曽川水系の整備計画にかかわる 2 つの大事業についての審議をしたいと思います。

木曽川導水路については、現在計画の段階で、新丸山ダムについては、事業監視委員会が平成 15 年にも行われているように既に工事に入っているものという違いがあります。新丸山ダムについては、費用対効果の資料が出ました。それから、木曽川導水路については、前回の資料に加えて、特に農業用水に対する質問が出ていましたので、農地が半減しているような状況を考えたときに農業用水というのはどれくらい減らせられるのかというふうな視点で、農業用水の使い方の説明と、それからもう 1 つは、木曽成戸 50m³/s というふうなものをどう考えるのか。維持流量をまず下回っていること。それから、維持流量を送っても、なかなか利水に回せないという話。それから、農水を削ってでも、なかなかそれは回復できないというふうな 3 つの視点を示していただきました。

ただし問題は、前半でも議論がありましたように、平成 6 年の渇水時を対象としての議論になっているということであります。

以上、追加資料も含めて、この大事業について審議いただきたいと思います。どなたからでも、どんな視点からでも結構です。

まずポイントは、平成 6 年渇水というのが導水路計画の原点になっているわけです。その辺は資料 6 - 2 の 5 ページを見ていただきますとわかりますように、取水量は漸増してき

て、微増してきて $70\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいで、今最近の気候の変化を見て、近年の 2/20 で考えてみると、現在の給水能力は $77\text{m}^3/\text{s}$ とバランスしているのだけれども、平成 6 年を対象として考えると、都市用水で見て、これだけの足りない分があるというふうな資料に基づいているということであります。だから、近年の傾向の中で、なおかつ平成 6 年というふうな異常のときにはこれぐらい足りないというふうなものがベースになっております。

前半のところでお話ししましたように、一つは、この地域の特徴、これは十分書き込んでもらわないといけないんですけれども、この地域として、利水の問題、それは正常流量の問題とか、あるいは変動の問題とか、リスクの問題とか含めて、これぐらいのレベルの計画が必要であるということをきちっと言ってもらうということが前提なんですけれども、計画自身は、それをベースに木曽川導水というものを位置づけているということでもあります。前半のところでも結構ですし、それは書いてもらおうと私は言いましたけれども、そのところについて疑義がある人は御発言いただいて結構ですし、その後半の部分、平成 6 年対応で事業をやっていくという中での、その内枠の中での議論でも、どちらでも結構です。

○寄藤委員 さっきもちょっと似たような議論が出たと思いますけれども、5 ページのグラフの中で、供給水量の方の $69\text{m}^3/\text{s}$ というのが随分急激にはね上がっているのですけれども、これについて以前に議論しましたですかね。どうしてこんなに急増するのかということが、ちょっとよくわからないのですけど。

○辻本委員長 事務局の方、平成 12 年 $60\text{m}^3/\text{s}$ が、平成 27 年予測で $69\text{m}^3/\text{s}$ という、その予測ですか。

○寄藤委員 ええ、15% 増ですよ。

○事務局（笹森） これにつきましては、水資源開発基本計画ということで、基本的には各利水者、3 県 1 市、愛知県、岐阜、三重、あと名古屋市が取水をする利水者になっているわけなんですけれども、その将来予測ということで、人口の伸びとか用水量がどのぐらいかかってくるか、原単位がどう変わるか、工業用水についても生産額がどう変わっていくかということをベースに予測計算をして出している数値ということでございます。

○辻本委員長 よろしいでしょうか。

○寄藤委員 それは経過の説明であって、今は時間ないですから細かいことをごちゃごちゃ聞かないけれども、一般的な我々の常識からいって、どうしてこんなに急に増えるのかよくわからないのですね。だから、次回まででいいですから裏づけの資料が欲しいですね。

一体この地域の人口が、都市用水ですから、人口がどれだけ、その都市住民の人口がどれだけ増えて、工業生産額、工業生産が増えるのはいいですけども、工業生産に伴って工業用水需要が本当にそれだけ伸びるのかというバックデータをぜひ見せていただきたいなと思います。

○辻本委員長 これは何かの資料に基づいていると思うのですけれども、その資料のもう1つ前の議論について少し総括しておいてください。

○重網委員 農業用水ですけども、慣行水利権という言葉がありますね。あれ実態あるのかどうか。あるとすれば、その水利権と、いわゆる水利権とどう違うのか。それから、水利権の許可は国土交通省がやっていると思いますけれども、それはどういうデータに基づいて許可しているのか。そのあたりをちょっと教えてください。

○辻本委員長 事務局、説明をお願いします。

○事務局（笹森） 慣行水利権と許可水利権ということで、前回もちょっと資料を示していたのですけれども、今の河川法に基づいて、例えば農業用水とか水道用水、工業用水ですと、10年に1回、期間更新するということで、そういう許可に基づいて行うのが許可水利権ということで、まだそういう許可水利権になってなくて、従前から取水しているものが慣行水利権ということで、今、慣行水利権の許可水利権化というのをどんどん進めているところで、基本的にはほとんど平野部での取水については許可水利権化されてきている。ただ、山間部での細かい農業用水等でまだ慣行水利権というのが残っておりますけれども、あと、平野部では揖斐川の地点の根尾川に山口用水というのがあって、それが慣行水利権としては大きい水利権がまだ残っている状況でございます。引き続き許可水利権化に努めて、10年に1回の更新のときに、きちっと内容について審査していきたいと考えております。

審査のときにどういうふうなものをデータでやっているかということにつきましては、農業用水の現状の資料6-1の方に審査項目ということでちょっとつけておりますけれども、基本的には水量に影響するいろんな諸元、面積とか減水深とか。面積ですと実態調査をして、減水深についても現地で実際に測って、どれぐらいの水量が水田に直接必要なのかということもデータとして出していただきまして、それをもとに全体での用水量というのをどういう形で算定しているか。また、ため池とか他河川からの、ほかの水源からの利用というのはどの程度現状としてあるかというのは、すべて一応チェックしているということでございます。

○辻本委員長 よろしいでしょうか。

○重網委員 それじゃ、濃尾地区には慣行水利権はないわけですね。

○事務局（笹森） 木曽川の平野部には、基本的にはございません。

○重網委員 わかりました。

○辻本委員長 わずかに残っているという話がちょっとあるんですね。

○事務局（笹森） あるのは、基本的には山間部とかですね。平野部でも全くないというわけではなくて、大規模なものについてはなくて、本当の小規模なものです。木曽川の本川からじゃなくて、支川から取水しているようなものに一部残っているところがございます。

○辻本委員長 ほかいかがでしょうか。

○大野委員 うまい言葉で言えないんですけれども、5 ページの、さっきの需要との供給の関係、 $69\text{m}^3/\text{s}$ がどういう根拠なのかという議論がありましたけれども、要するに、2/20 で言うとバランスするけど、平成 6 年ではちょっと足りないですよと、こういう現状にある。そのリスク管理的な感じからすると、平成 6 年にあれだけの渇水被害が発生したと。その後の社会的なリスク対応力というのかな、このダムとか、そういうことだけではなくて、そういうものがどういうふうに変化しているのかなというあたりは、何かデータ化できるのですか。

○辻本委員長 やっぱ問題は、 $69\text{m}^3/\text{s}$ はともかくとして、あるいは近年でも 2/20 はバランスなんだけれども、平成 6 年で足りない。リスク管理として、その後どんなふうな対応をとって適応してきているのかというふうなことも含めて、平成 6 年対応で話をしていくということの論理性みたいなものが少し不十分かなという気がやっぱり残りますね。だから、どうなのですか。その辺はちょっと前説明されているのかな。

平成 6 年の渇水対応以降、現実にはリスク管理としてどうされてきて、それで、その足りない分、さらに足りない分はどんなふう考えるのかとか。

○事務局（笹森） 近年の話でいくと、平成 17 年の渇水に対して、ほとんどダムが枯渇、その後何も対策しなければダム枯渇していた状況なんですけれども、ダムの総合運用とか有効活用、木曽ダムの有効活用によって乗り切ったところがあります。

ただ、平成 6 年の場合ですと、全くそういうダム全体がもう枯渇してしまうということで、実際には既得の用水の節水分を回ささせていただいたり、あと、発電専用容量として持っている水を緊急に回してもらったり、いろんな対策をしてきたわけなんですけれども、それ

でもやはり全然水が足りなくて、一部断水とか、そういう被害とか、工場の生産ラインの停止では大きな被害が発生したり、そういうことが生じてきたということで、やはり基本的にダムの容量ということできちっと確保しておかないと、その場その場の対応というのは、やはり大きな取水制限を伴った上での緊急避難的な対応策しかあり得ないということで、やはり容量としてきちっと対応できるようにしておくということが重要かと思っています。

それから、先ほどの水需要の方で $69\text{m}^3/\text{s}$ ということなんですけれども、各委員のテーブルの上に参考資料、グレーのファイルに入れて置かせていただいていますけれども、その 2/2 の方の参考資料 13 というところに、水資源開発基本計画の資料が一応載せておりました。

○辻本委員長 参考資料の。

○事務局（笹森） 2/2 の方の、参考資料 13。ここで、国土審議会の水資源分科会で、この水需給計画について審議されておりまして、そのときの使われた資料が載せております。この中で、一応需要の動向、それから予測の手法、それからどういうデータに基づいてその予測値が出ているかというのが、一応すべて載っております。

○辻本委員長 13 といったって、ものすごい資料で、国土審議会水資源開発分科会で議論されたことであるというのが、まず第 1 点ですね。それから、その資料は全部ありますけれども、今それをかいつまんで説明してくださいというふうな多分意味ですので、それはそれで少し要領よくしておいてくださいね。

それから、リスク対応については、 $60\text{m}^3/\text{s}$ が仮に $50\text{m}^3/\text{s}$ の差、 $65\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいかな。それと $50\text{m}^3/\text{s}$ の平成 6 年の差については、前からも説明されましたように、節水とか、あるいは他のダムからの運用というようなことを現実にはやっておられる。この間説明があったかと思うのですけれども、そういう早目から節水に入って、各ダムの方でも全部使わずに徐々に下げていくようなものが説明されたと思うのですけれども、それでも $50\text{m}^3/\text{s}$ クラスの平成 6 年の状況では。

○大野委員 変わらない。

○辻本委員長 そうですね。ダムが枯渇してしまうというふうな状況です。

だから、70 に対する 50 というふうな問題ではなくて、50 で 70 を使おうとすると、かなりの努力はできるようになったのだけれども、それでもなおかつダムが枯渇してしまうという問題があります。

だから、平成 6 年以降いろんな運用の仕方をやってきたのだけれども、平成 6 年対応ではダムも枯渇するので、渇水対策流量を徳山ダムで確保できた分をこちら側へ引っ張ってこようというふうな計画ですという説明ですけれども、それは前回説明されたということなんです。

○事務局（笹森） はい。

○辻本委員長 もう少しそれもわかりやすい図にしておきましょうね。いつもいつも問題になることなのです。

この図で見せるものは 70 対 50 なんだけれども、実は 70 に対して 50 のときに 70 をどう使うか、あるいは 60 とかのときに 70 のような需要に対してどんな使い方があるのか、いわゆる渇水対策としてあるのかがわかりやすいイラストにしておく必要があるんでしょーうね。

ほかどうでしょうか。

○平野委員 前回私も発言をさせていただいたのですが、ふれあい懇談会のときに、桑名会場ですけど、意見がございまして、漁業者から、揖斐川、長良川、木曽川それぞれが、今ここで論議しておりますのは、長良川の水を木曽川へ $4\text{m}^3/\text{s}$ 流すので、流量的にはというようにことが論じられておりますけど、漁業者からしてみれば、長良川は長良川の水、木曽川は木曽川の水を流してくれと。別になぜ長良川の水を木曽川へ持ってくるのだという。伊勢湾の方で操業される方ですと、そのようなことの意見が出ましたのですけど、ふれあい懇談会で。その辺のところの水質ですね。揖斐川の水質、長良川の水質、木曽川の水質、同じじゃないと思うのですけど、それらのデータはございますか。

○辻本委員長 いかがでしょうか。

○事務局（笹森） すみません、今日ちょっと用意してきて。

○平野委員 ないですか。

○事務局（笹森） 前回の資料の中でですね。

○平野委員 ただ数字合わせだけしてもらってもですね。そしたら、水質が同じなら水もガチャンポンしてよろしいのですが、水質が違うのをまぜて、そしてその辺のところが、前にもふれあい懇談会の意見があったのをどのように対処してもらったのかなと。特に伊勢湾の方でやられる漁業者の方からの質問でしたけど。

○事務局（細見） 資料は実はつくってあって、今日登載するのを忘れちゃったのが実態なんですけど、BOD 値でいきますと、どう言ったらいいのでしょうか。揖斐川の水がきれ

いで、そして、長良川から木曽川に落とす背割りのところの水質も、木曽川と長良川とそんなに変わらないというようなのが実態です。

それから、ふれ懇で漁業関係の方から御意見いただいた後に、漁連の組合長さんから正式に御意見をいただいてまして、そのときには、そういった木曽川連絡導水路による水をあちこち持っていくことに対して、反対とか異論というようなことは書かれていらっやらない。賛意を述べられているような文案の意見書は出てきておりますということでございます。

○辻本委員長 基本方針の小委員会的时候にも、揖斐川の水を木曽川へ持っていくことについて、生態とか水質とかいう視点で問題ないのかというふうな意見が出ました。それで、環境の何か委員会をつくっておられるというのがそのときの説明でした。今回、長良川を経由する部分があるということで、それについても多分 BOD とか、そういうふうな意味での水質でなくて、生態にもかかわるような検討がちゃんとできるのか。それがどの部分が計画段階のアセスに相当するような話になって、どの部分が、今度事業アセスといいますかね。4m³/s 木曽川へ入れるような仕組みができるような事業がきちっと位置づけられた中でのアセスみたいな事業アセスとしての手続も、規模とか対象とかいうことからすると工程からは外れるのですけれども、ぜひやっていただくというふうな話になると思いますので、今の整備計画の段階でどんな問題が、そういう整備計画の段階で議論しなきゃいかんのかということは、ちょっと至急詰めておかれたらいいですね。

○事務局（笹森） すみません、ちょっとよろしいでしょうか。

水質について、今パワーポイントの方に載せてますけど、第 6 回のときの資料で使われたものでございます。基本的に上流部、特に揖斐川と長良川上流部の水質は 0.5 ということで、BOD ですけれども、観測の限界値ぐらいのきれいな水質でございます。やっぱり支川の流入とかあって下流部の方は若干汚れてくるんですけれども、下流部においても 1 以下ということで、通常、環境基準の分類ですと 1 以下が基準の AA ということで、一番きれいな分類に含まれるわけですが、三川とも同じような形できれいな状況を保っているということでございます。

ただ、異常渇水時とか渇水時には水質がやはり上昇するわけでございますけれども、本川筋で見れば、そんなに大きく上昇するわけではなくて、長良川に比べれば、木曽川の方が少し若干水質が渇水時に悪化する傾向も見られるということでございます。

○辻本委員長 ほか。

○寺本委員 制限流量というのが決まってきたのは歴史的な経緯の御説明なんかもありましたけど、今回一部見直しがあったようですけど、そういったときの根拠というのは、やっぱりアユのこととか、前にも御説明があったようなことで変わってきたのか。どういった議論の中で数字が変わったのか、ごく簡単に御説明いただければと思います。

それともう 1 つは、1/10 規模の渇水に対しては一応クリアできると。最初の私たちの理解としては、1/10 が日本としての目標であるみたいなイメージがあったので、異常渇水まではちょっとやり過ぎじゃないかみたいな議論があったと思うのですが、リスク管理という目で見ると、この地域は脆弱だとか、せっかく徳山ダムがあって、それを有効利用できることなのでいいことだと理解できたのですが、そういった 1/10 以上の規模のリスク管理を目指すということは、日本の利水に対する考え方の、特にこういう人口の多い地域とか経済の活発な地域では当然であるという理解で、もう国の事業は進められているのかというところをお聞きしたいんです。

○辻本委員長 まず一番最初の方は、制限流量、それから正常流量も含めて、ちょっと再度簡単をお願いします。

○事務局（笹森） 制限流量につきましては、そういう歴史的な経緯で、特に木曽川でいくと今渡 100m³/s、成戸 50m³/s を超える水について利用していこうということで定めて計画が立てられてきてまして、基本的にそれは現在も、今後も引き続き踏襲していくということで、今回、今渡地点における正常流量を 100m³/s から、かんがい期 150m³/s、非かんがい期 80m³/s というふうに変更しているのですけれども、これはその後、昭和 40 年以降、ダム開発によって水利権量が非常に増えてますので、正常流量というのは維持流量だけじゃなくて、それプラス利水流量を含めたもので設定することになっておりますので、今回増えている分は単純に水利権量が増えたものということで、それを整理したところでございます。ですから、維持流量とか環境のための部分については、従前から基本的に考え方は変わっていないというところがございます。

それから、他水系との関係なんですけど、木曽川において、やはり平成 6 年というのは非常に厳しい渇水で、それに伴って大きな渇水被害と地盤沈下も引き起こされているということで、やはりそういう面は、ほかの水系に比べて、そういうような状況に対して緊急的に使えるものが全然ないということですね。

例えば、淀川ですと琵琶湖という水源を持っていて、異常時にはその一部を使うことができる。それから、淀川においても、下流部の維持流量というのが、旧淀川、大川で 70m³/s

というものを持っているのですけれども、それを巧みに運用して、渇水時には使っているということで、やはりそれも河川に流量があればいろんな運用が可能になるということで、少なくともやはりそこを改善していくことが、まず第一かなというふうに考えております。

あと、利根川等でも、やはり渇水対策容量というのは逐次整理する方向で進んでいるところでございます。

○寺本委員　そこら辺は特に、やっぱり中部圏とか首都圏とか、近畿圏とか、そういうところでリスク対策を進めていくということなのか。ほかの地方の都市もありますよね、そういうところで渇水計画規模みたいなものを考えるときに、リスク管理まで考えていくという方針なのか。

要するに、過剰計画規模じゃないかという意見に対して 1/10 以上の計画を持ってくるとするのは、やはりこの地域の重要性から考えてということでしょうか。

○辻本委員長　重要性と脆弱性の両方だという、今答えですね。ポイントは脆弱性の方にかかって、まず中部からということということによろしいですね。

引き続いて、関東、首都圏でもやるかもしれない。それは、利水においては今超過渇水ですけれども、超過洪水に対しては、ちょうど淀川と荒川でスーパー堤防、1/200 の計画規模で治水を進めながら、首都圏等に近いところでは、スーパー堤防が国の事業としてもう既に入ってきているのと同じように位置づけられて大丈夫だろうという国の判断はあると思っていいわけですね。

○事務局（細見）　危機管理行政の系譜を申し上げますと、先ほど辻本委員長がおっしゃいました一番最初はスーパー堤防という、どんな洪水が来ても破堤を壊させてはいけないという、首都圏を守らないといけないというようなところで始まった施策があるのですが、全体としてやらないといけないという審議会の答申を受けたのは、たしか平成 3 年なんです。

今後の河川整備いかにあるべきかという議論をしていたときに、治水だけでなく、雲仙がたまたま噴火したときもあったので、砂防が火山対策というものをやはり危機管理としてやらないといけないとか、それから、渇水についても、「異常渇水」という言葉が出てきたのはそのときなんですけれど、そういったことの対策を講じなさいというような 3 つの危機管理施策と当時は言いましたけれども、答申を受けて、そして、国土保全行政としては正式に危機管理施策あるいは対策というような形を行政としてやり始めたということになります。

そして今度、平成 9 年に徳山ダム建設事業審議委員会でさまざまないろんな議論をしていただいた形の中で、湧水対策容量という、その容量からすると全国的にも大変大きな、大規模なものが計画変更、見直しというようなことで、平成 6 年の湧水を受けてそういった形を計画されて、こういう中京圏の大変重要な水源の河川というようなこともあって、そして、そういう危機管理施策、対策を木曽川水系では講じないといけないという、全国をある意味では先頭を走っているような感じではありますけれども、そういう施策が誕生しているということだと思います。

○辻本委員長 そういう位置づけの書き方が、まだちょっと不十分だったのかもしれないかなという気がしますので、整備計画の中ではお願いします。

では、三宅委員。

○三宅委員 やっぱり私が一番心配するのは水質ですね。やっぱり導水路をつくる工事ありきが最初になっていて、水質が当然悪くなるというのは、もうだれが考えてもわかることなんですけど、さっきの御説明もありましたけれども、もう 1 つわかりにくい。

それで、河口堰をつくりましたときにも、後でアオコが発生しますね。それで、木曽川の流域の住民にとっては、やっぱり水質というのは非常に重要な問題であろうと思います。

そこで、やはり水質のこともちゃんと明記してやらないと、工事ありきだけでは、いろんな問題があったときに言いわけもできないだろうし、そういう大事なところを抜かさないようにやってほしいなと思います。

○辻本委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○岡山委員 多分非常にいろいろ今導水路が必要なわけ、理由を説明していただいたのですが、けれども、徳山ダムを 4 月に見せていただいて、そのときに思ったのですが、これだけの大きなものを何十年もかけてつくってしまった。ただし、今なぜ反発が大きいかというと、徳山ダムの多分当初の目的と今の目的が全く違ってしまっているのにできてしまった。客観的に見ると、徳山ダムというものをどう有効利用しようかというのが本音で、今のままだと揖斐川でしか、その恩恵がないというか、利用がない。でも、これを木曽川の方まで使えるのであれば 2 倍に有効利用できるということなのかなというふうに見えるのです。

そのときに、後から木曽川というものが、もともと木曽川の湧水対策のためにつくったダムじゃないのに、それが後からの理由で入ってきているから、少しオーバーな、過剰な

サービスなんじゃないかとか、あるいはそういう、農業用水もこれ以上必要じゃないのに過剰にやっぱりサービスなんじゃないかという話になってしまうと思うのです。

本音はそうだったにしても、個人的には導水路を持って、こういう利用もありなのかなと思うのです。というのも、例えば 30 年後というものを次に考えたときに、今ある徳山と今の三川をどう考えていくか、この流域をどう考えるかといったときに、私はやっぱりある意味農地を減らすような方策に向かうべきではないと、国土保全の意味合いでは思うのです。

と同時に、ここで単なる意見なんですけれども、多分当初の目的は、例えば発電だったと思うのですけれども、これから 30 年後のことを考えたときに、日本の農業あるいは食というものが相当危機的な状況にあるというときに、どう考えても、やっぱり農業利水のこととはそんなに、今減らす方向には規制しなくてもいいんじゃないかなと思うのですけれども、もう 1 つ、エネルギーのことも相当重要な課題になるはずですよ。

そうしたときに、やはりもう 1 回その徳山の電力というものを考えてみたりとか、もう少し何か、さっきの流木もそうなんですけど、積極的に何か川の資源をエネルギー化していくということを考えてもいいんじゃないかなというふうに、ちょっと思ってます。

と同時に、話は戻るのですが、いろいろな費用便益的に、だから正しいんだという説得の仕方は、今ちょっと大分受け入れられにくくなってきているので、CVM なんかやっても私は無意味だと思うのです、これは単なる時価なので。それにお金を使うぐらいだったら、辻本委員長がおっしゃるように、本当に事業としては対象外ではあるのですが、きちんと環境アセスメントをやる予算を確保してやった方が、流域の方及びその他、あらゆるステークホルダーに理解されますし、多分それで事業が撤回ということにはならないんじゃないかなというふうにもちょっと思います。

というわけで、1 つは、その整備計画の中として、今やるにしても計画ありきという話もあったのですが、だとしても、そこに SEA ぐらいをやるぐらいの覚悟があるのだということ逆を逆にきちんと示した方が後々のために多分いいんじゃないかなというふうに思います。

○辻本委員長 1 点は、アセスをどう考えるのか。この事業に関するアセスをどう考えるのか。事業アセスだけでいいのか、計画段階でどれぐらいのことを考えていくのかということとは、対象外であってもやっていただきたいということだと思います。

それからもう 1 つは、例えば事業の費用対効果というふうな視点は確かに大事だけれども、これも絡めて、もともと事業が異常渇水対応であれば、徳山に対して渇対流量を確保

するところから始まっているわけなんですけれども、それは棚ぼた式と言うと変な話なんだけれども、いろいろ計画変更の中で出てきたことであることは、紛れもない事実であると。

異常渇水の対応という視点だけでやっていくと、徳山の容量確保のところから多分スタートしなきゃいけないわけで、とてもじゃないけど、異常渇水対応なんかできなかったはずだというようなことも、やはりきちっと認識、多分されているのだと思うのだけれども、そういうスタンスというのは、やはり素直にそういうスタンスであるというのは大事なこともかもしれないねというのが岡山委員の議論かと思います。

○岡山委員 6-2の1ページ目のところ、万石の確保は $20\text{m}^3/\text{s}$ なんです。何か計画の方では $30\text{m}^3/\text{s}$ と書かれていると思うのですけど。

計画の中では、例えば1-11ページのところに「万石地点においては $30\text{m}^3/\text{s}$ を踏襲」というのが、その前のページにも書いてあるんですけれども、今示された資料6-2の1ページ目のところでは、万石確保が、上も下も両方とも $20\text{m}^3/\text{s}$ になって、 $10\text{m}^3/\text{s}$ 少ないような気がするんですけれども。

○辻本委員長 それ、説明ください。

○事務局（笹森） 揖斐川も木曽川と同じように、目標値としては $30\text{m}^3/\text{s}$ という目標値を持っております。ただ、それを施設対応として確保するのは $20\text{m}^3/\text{s}$ までということで、残り $10\text{m}^3/\text{s}$ については、やはり水利用の合理化等で対応していきたいと考えております。

○辻本委員長 よろしいでしょうか。

○岡山委員 はい。

○藤田委員 またもとに戻って申しわけないんですけれども、資料6-2の5ページのところの図、これ一番ベースになっているところなんですけど、この図の内訳ですね。一番下のところに地下水というのが $10\text{m}^3/\text{s}$ ほどベースとして変わらずあるのですが、これはどう考えていけばいいかなと。

○事務局（笹森） この地下水とか、その他という他水源から持ってきているものとか、それにつきましては、現状でのものを将来的にもそのまま維持するということで、現状の供給量をそのまま将来的にも使っているというところでございます。

○藤田委員 その一方で、この取水量という黒丸というのは、それらも含めた量ということですか。

○事務局（笹森） そうでございます。

○藤田委員 これは、取水量というのは、そういうふうな供給水量という意味合いと同じということで、木曽川水系と書かれていますけれども、この地域でこれだけ水を必要としているという考え方。

○事務局（笹森） はい、そうです。

○藤田委員 将来的に、地下水をずっとこれぐらい取り続けていいのかどうかとか、そういった議論も先ほどの文脈からあるのかなという気もするんですが、それによる影響は、恐らくこれは深層ではなくて、回復の早いもので大丈夫だろうと、そういうこと。

○事務局（笹森） 地下水位につきましては、基本的に木曽川より愛知県側は広域地盤沈下対策ということで取水規制、揚水規制されていますので、それ以外のところが主として今使われている地下水位のところということでございます。

○辻本委員長 取水規制の中でも使われている量という意味合いは入っているんじゃないですか。

○事務局（笹森） 基本的には全部。

○辻本委員長 全部でしょう。

○事務局（笹森） 小規模の井戸とかあるのですけれども、そこまではちょっと量的に把握できない面もありまして、大規模な利用については、すべて把握しておりまして、基本的には規制区域以外の利用というものでございます。

○大野委員 また素人的な質問に戻っちゃいますけど、さっきの新しい課題のところを読んでいたときには、湯水時の地下水位の低下、地盤低下というようなことがすごく問題のような感じで書いてあったような気はするのですけれども、今後の読みとして考えたときに、平成 6 年並みの湯水が起こって地下水を同じレベルくみ上げても問題は起こらないのですか。ここはどういうふうに理解すれば。同じレベルで使っているように見えるのですけれど。

○辻本委員長 この図ですか。

○大野委員 この平成 6 年。

○辻本委員長 これは許可されているということで、この分は。

○大野委員 平成 6 年に実際に使ったかどうかとは、また違うのですか。

○辻本委員長 平成 6 年にはこの量よりももっと大きく上回って使った。

○大野委員 もっと大きく使ったということですね。

○辻本委員長 ほかいかがでしょう。

○藤田委員 今日のお話で、農業用水の現状とか、そういったあたり、かなり資料を提示されていて、なかなか軽々に手をつけられないということは理解できるわけです。結局、慣行水利権とか許可水利権なんかも含めて、やはり地域の水循環に非常に役割を果たしてきて、しかも、土地利用が変化しても、なかなかその地下の状況は変化しないようであるというふうな、そういうお話になっていて、恐らくそうだろうと思われま

す。一方で、土地改良事業等を、そういうことは今やられていて、農地の状況も大きく変わってきた。単に乾田化するというのは当然低いところは土も入れて高くしているところが当然あるわけです。それがあって基本的に兼業農家ということで、農地の維持に非常にかかわってきている。一方で、休耕地のようになかなか耕作しないで、やはり従来どおりの維持が難しいところも一方であるという、そういう状況がこの背景に全部あるのだと思うのです。そのあたりをきちっと整理して、今後 10m³/s、これは整備計画の年限ではなくて、もう少し長い間で考えていかれると、そういったあたりは社会の状況も大きく変わってきます。

先ほども岡山委員が言われたように、将来を考えたときに、これをきゅっと喉元を締めてしまうとした場合、非常に回復できないようなダメージをここに与えてしまう可能性が私は高いと思っています。最近の本当に瞬間的な面もあるし、投機的な面もあるので一概に言えないのですけれども、ああいったバイオ燃料に対するような期待といえますか、いろいろなところで世界的な転換も起こっているようなときに、かなり弾力的な格好を持って対応できるような状態を整えておかなければいけないのではないかなと思われるわけです。特に 20～30 年の間というのは、やっぱり変動はもっともっと激しくなると思いますし、そういう意味合いでは、確かに合理化はどんどん進めていかないといけないということは事実なんですけれども、要するに、検討すべき課題がこの件について大き過ぎるのではないかという気がしているということです。これは感想ということです。

○辻本委員長 ちょっと時間が予定した時刻を回りましたのでどうしようかと思ったのですが、やはり木曽川水系連絡導水路というものについては、特に計画を超過する事態に備える事業であるということが、やはりほかのものとは違う性質である。それをどうとらえるのかというのは、今日も議論が出ましたが、ある程度答えてももらっていると思うのですけれども、やはり一括して整理する必要があると思うのです。どんなところが論点になって、クリアするものも説明はいただいたのだけれども、やっぱり整理されたもので、我々としては見たい。

それから、利水計画についてどこが議論されているのかということ。農業用水の見直しもいろんな視点があるというふうな、今も藤田委員から意見があったとおりですし、環境アセスみたいな視点はどんなところで必要なのかということも整備計画レベルから少し見しておく。最終的に事業の段階でやらなければならないことということについても、計画論の中でもある程度言ってしまうてもいいようなことかもしれません。というようなことで、少し整理いただきたい。

それから私、もう 1 つ気になっている、この大事業というのは大事なけれども、整備計画そのものの本文も非常に重要な案件ですので、できれば次回原案をまとめられて提示しますと言われているのだけれども、その間でもう 1 回チェックするようなことを少し流域委員会としてはお願いしたいという気がします。

委員の方々には非常に御足労になりますけれども、原案を示す最終段階、第 2 フェーズの最終段階に入る前に、もう 1 回議論の整理がどの辺に落ちついたのかを確認し合うようなところが欲しい。それからもう 1 つは、整備計画をもう少し丁寧に見させていただきたいというようなことがあります。

その中で、大事なことの中に、今回の流域の中での視点としてあまり上がらなかったのですけれども、木曽川水系連絡導水路をやらない方向としてはどんな考え方があるのか。あるいはどういう問題があるのか、あるいはそういうものが可能なのかどうか。もしやなかったら一体どんな問題が起こるのか。いろんなその辺のやる方向での議論は十分したのだけれども、やらないとどんなことになるのかというようなことを少し検討いただけたら。やらないという選択についても少し議論いただくというようなことを含めて、最初に今後の進め方で予定されたものの間に 1 回お集まりいただけたらというふうな、どんな形式になるか、ちょっとまた事務局と相談させていただきますけれども、皆様方には御足労ですけれども、お願いしたいと思います。

ということで、本日は時間が来ましたので、その他、今後の予定になりますけれども、これは今も含めて、ちょっと。

○事務局（山口） 今委員長からおっしゃっていただいたように、当初は 11 月下旬に原案を提示させていただきたいということでお願いというか、案を示させていただきましたが、今おっしゃられたように、何とかその間に、中旬めどに、我々の方も一生懸命努力して整理して、論点を整理して、また御参集させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○辻本委員長　じゃ、予定されました議事がそれだけですと、事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。

4. 閉会

○事務局（浅野）　どうもありがとうございました。

今、委員長が言われたように、今日で次回原案ということで考えていたのですが、事務整理をして、もう 1 度、委員の方々と御相談する機会を欲しいということでしたので、ちょっとその辺は事務局でまた相談させていただきたいと思います。

いずれにしても、早急にそういう整理ができるようにこちらも努力したいというふうに思います。今日は長時間、午前中ということもあって時間が大変短い中でしたが、御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これで、第 8 回の木曽川水系流域委員会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

[了]